



青森県文化芸術推進計画
2022 - 2026

「感じる」「動く」「創る」

ちから
文化芸術の力で魅力ある青森県へ



私たちが暮らす青森県には、四季の移ろい鮮やかで豊かな自然環境や特色ある歴史・風土があり、その中で育まれてきた多彩な文化や芸術が、今も息づいています。

先人たちが、この地で様々な知恵を絞り、工夫を積み重ねてきた長い歴史の中で、祭りや伝統行事、郷土料理や工芸品など、地域性豊かで生活に根差した文化が培われ、それらは、本県の文化芸術の基層をなすものとして、私たちがふるさと青森に対して抱く誇りや愛着の源泉となっています。

また、本県は、棟方志功をはじめ、世界から高い評価を受ける多士済々のアーティストを輩出しているほか、本県の自然・歴史・風土の影響を受けて生み出された優れた芸術作品が数多くあります。

さらに、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」と世界自然遺産「白神山地」の二つの世界遺産を持つ本県の優位性は、私たちの誇りや愛着をより強固なものとするとともに、多くの人々を惹きつける原動力ともなるものです。

県では、こうした「本県ならではの」文化芸術の魅力や価値を、本県の持つ確かなブランド力として県民の皆様と共有し、世界へ力強く発信していきたいと考えています。

文化芸術は、人々の心を豊かにし、日常に彩を加えるとともに、生活に潤いと安らぎを与えてくれるものです。さらに、感受性を高め、柔軟な思考力を育むとともに、新たな観光需要や付加価値の創出など、地域を活性化させる力があります。まずは、身の回りの生活に根差した文化に目を向け、地域の伝統行事への参加や美術展・遺跡巡りなどを通じて、文化芸術に触れ・親しみ・感じる機会を増やしていただきたいと思います。

県では、引き続き、県民の皆様と想いを一つにししながら、文化芸術の継承・発展に努めるとともに、文化芸術が持つ力と、「本県ならではの」文化芸術の魅力や価値を生かしながら、県民の皆様がここで暮らしたい、国内外の方々から訪れたいと思っていただける「魅力ある青森県」の実現を目指して取り組んでいきます。

令和4年3月

青森県知事 三村 申吾

青森県文化芸術推進計画 目次

第1章 わたしたちが暮らす青森県の文化芸術の特性	1
世界に誇る青森の縄文遺跡群	
多彩で魅力的なあおもりのアート	
あおもりの暮らしから生まれた文化	
第2章 文化芸術に関する青森県民の意識	3
第3章 めざす姿の実現に向けて	7
1 めざす姿	
2 基本方針	
3 文化芸術の推進に当たっての課題	
4 施策の体系	
第4章 3つの基本方針における取組の方向性	11
方針1 あおもりの文化芸術を育む人づくり 〈人づくり分野〉	11
(1) 文化芸術に対する県民の理解の醸成	
(2) 次代を担う子どもの文化芸術活動の充実	
(3) 文化芸術活動を担う人材の育成	
方針2 あおもりの文化芸術に親しむ環境づくり 〈環境づくり分野〉	13
(1) 公演、展示等の文化芸術活動の活性化	
(2) 誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくり	
(3) 県立文化施設の活用促進	
方針3 あおもりの文化芸術を活用した地域づくり 〈地域づくり分野〉	15
(1) 青森の縄文遺跡群の価値・魅力の発信と積極的な活用	
(2) 文化芸術と他分野の施策との連携による地域活性化	
(3) 文化芸術の国内外への発信と文化芸術を通じた交流の推進	
(4) 文化財・伝統文化の保存・継承・発展等	
(5) 関連分野における行政・民間等との連携	
第5章 計画の推進体制等	17
1 推進体制	
2 進行管理	
3 成果指標及び参考指標	
第6章 計画の概要	19
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第7章 計画策定の背景	20
1 国の動向	
2 青森県を取り巻く社会情勢	

- 1 文化芸術に関する県民意識調査の結果
- 2 青森県文化芸術推進計画検討会設置要綱
- 3 青森県文化芸術推進計画庁内連絡会議設置要綱

第1章 わたしたちが暮らす青森県の文化芸術の特性

「文化芸術」という言葉からイメージするものは何でしょうか。

美術館で展示されている絵画や彫刻、よくわからない高尚なもの、というイメージがあるのかもしれませんが。しかし、文化芸術は、非常に幅広く、わたしたちの身近にあり、そして、その範囲は時代とともに変化していくものです。例えば、映画や漫画、アニメなどは、子どもから大人までが、スマートフォン等でいつでもどこでも視聴できるようになっており、世界中から高い評価を受けている日本を代表する文化芸術の一つとなっています。

また、それぞれの地域において、人々の日々の営みの中から自然発生的に生み出され、継承されてきた生活文化なども、地域固有の重要な文化芸術です。

本県には、日本初の世界自然遺産である「白神山地」をはじめとする豊かな自然環境を背景として、長い歴史の中で育まれてきた文化芸術が息づいており、その特性として、次の3つのキーワードが挙げられます。

世界に誇る青森の縄文遺跡群

令和3年7月に、「北海道・北東北の縄文遺跡群」（以下「縄文遺跡群」という。）の世界文化遺産登録が決定しました。縄文遺跡群は、日本の歴史と文化の成り立ちを知るうえで欠くことのできないものであり、さらに、自然と人間が共生し、約1万年以上もの長きにわたって発展・成熟した世界史上稀有な先史時代の文化遺産です。わたしたちは、この貴重な縄文遺跡群の価値や魅力を認識・共有し、大切に思う心を育み、次の世代へ伝えていかなければなりません。

また、本県は、世界自然遺産「白神山地」と合わせて二つの世界遺産を持つ、全国でも数少ない県となります。二つの世界遺産を有することは、この地に暮らすわたしたちに大いなる誇りをもたらし、今回、縄文遺跡群が新たに世界文化遺産となったことを契機として、本県に多くの人々を呼び込み、地域の活性化につなげていくための原動力となることが期待されます。

多彩で魅力的なあおもりのアート

本県は、棟方志功や寺山修司、奈良美智氏をはじめ、世界で高い評価を受ける多彩なアーティストを輩出しており、生業や四季の移ろい鮮やかな自然や風土に影響を受けて生み出された数多くの優れた芸術作品があります。

また、令和3年11月に八戸市美術館がオープンし、青森県立美術館、青森公立大学国際芸術センター青森、弘前れんが倉庫美術館、十和田市現代美術館と合わせて5つの公立美術施設が県内各地に整備されました。これらの美術館・アートセンターが連携し、青森のアートの魅力を国内外に発信するプロジェクトを進めており、アートをテーマとした周遊観光をより一層楽しめるようになるとともに、周遊観光を通じて各地域の文化に親しむなど、青森を体感できるようになることも期待されます。

あおもりの暮らしから生まれた文化

本県は本州の最北に位置し、三方を海に囲まれ、四季の移ろいがはっきりした寒冷な気候にあります。厳しい自然環境の下、人々が知恵を絞り、工夫を重ね、暮らしを豊かにしようとしてきた長い歴史の中で、地域性豊かな生活文化が培われ、今も根付いています。気候風土などの地理的条件が異なる津軽・南部・下北が、廃藩置県で一つの県になったことが、地域性豊かで多種多様な文化を生み出す素地にもなっています。

祭礼行事をみると、地域的な特徴があり、津軽はねぶた・ねぶた、南部は山車祭礼が盛んに行われます。また、下北では、山車祭礼に加えてねぶたも行われ、これは、藩政時代に陸奥湾の海運によって伝播した、津軽・下北の交流の歴史が反映されたものと言われていきます。これらは、現在、青森のねぶたや弘前のねぶた、八戸三社大祭、むつ市の田名部まつりや大湊ねぶたなどとして、本県を代表する夏祭りとなっています。このほか、津軽の荒馬や南部のえんぶり、下北の能舞など、地域の民俗芸能も伝承されています。

また、地域ごとにとれる食材を使い、少しでもおいしいものをと工夫を重ねてきた郷土料理は、驚くほど豊富にあり、まさに生活の知恵が詰まった食文化です。

そして、津軽三味線は、盲目の男性芸人たちが村から村へと渡り歩いて三味線を弾き日々の糧を得る中で発達してきましたが、高度成長期にかけて、高橋竹山などにより全国に知られるようになり、「津軽」という一つの地域の名を冠した音楽のジャンルとして確立されていきました。生きる術であった音楽が、時代とともに成長して全国化したという点で、日本の音楽の中でもきわめてユニークな存在です。

工芸品では、300年以上の歴史を持つ津軽塗は、津軽藩お抱えの塗師たちによって独特の研ぎ出し技術が築かれ、産業として発展してきました。さらに、こぎん刺しや南部菱刺しは、寒冷な土地での激しい労働や、綿織物の入手が困難であったという流通事情などを背景に生み出されたものですが、現在では、文様の美しさや繊細さなどが民芸品としてだけでなく、新たな表現手法としても注目されています。また、地域の森林資源を活用して生まれた「ブナコ」も、高いデザイン性から世界的にも高い評価を受けており、青森県における暮らしはアートにもつながっているとと言えます。

このように、生活に根差した文化は、青森県の文化芸術の基層をなしており、本県のブランド力を高めることができる資源であるとともに、県民の地域に対する誇りや愛着を育むものといえます。

本計画では、このような本県の文化芸術の特性を踏まえ、その魅力や多様な価値を、観光や産業、まちづくりなどの関連分野の施策と連携し、活用しながら、文化芸術の継承、発展及び創造を図っていくこととしています。

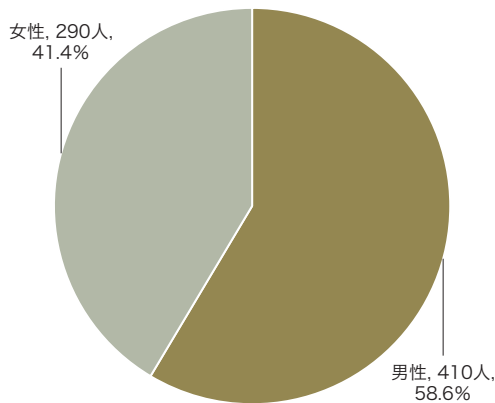
第2章 文化芸術に関する青森県民の意識

青森県では、県民の文化芸術に関する意識や意見等を把握し、県の文化芸術に関する施策の参考とするため、「文化芸術に関する県民意識調査」を実施しました。

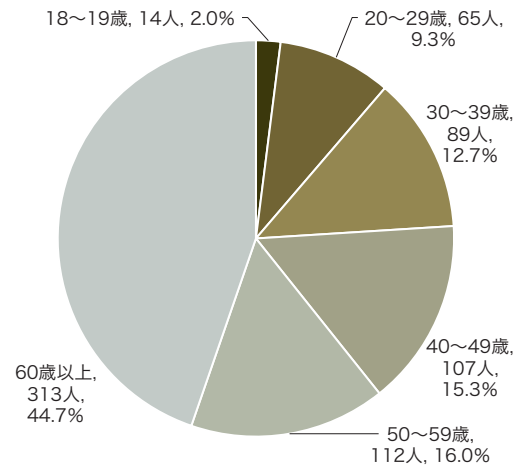
調査の概要

- 調査対象 18歳以上の青森県在住者 700人
 ※2015年国勢調査の年齢構成に応じて年代別に回収数を設定。年代別ではサンプル数が少数のため、【調査結果の概要】における年代別集計表については、参考値として御覧ください。
- 調査期間 令和3年6月11日～同年6月21日
- 調査方法 ウェブ・パネルを用いたインターネットアンケート調査※1

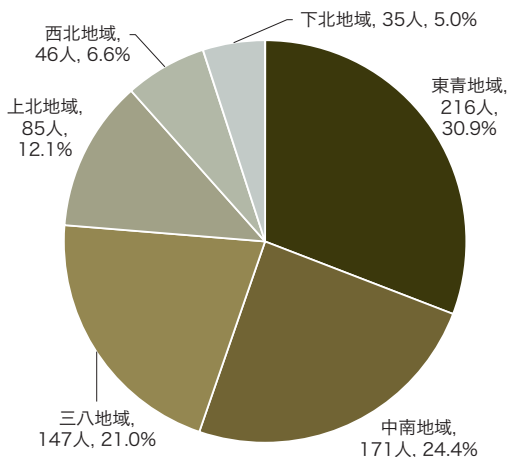
(1) 性別 (N=700)



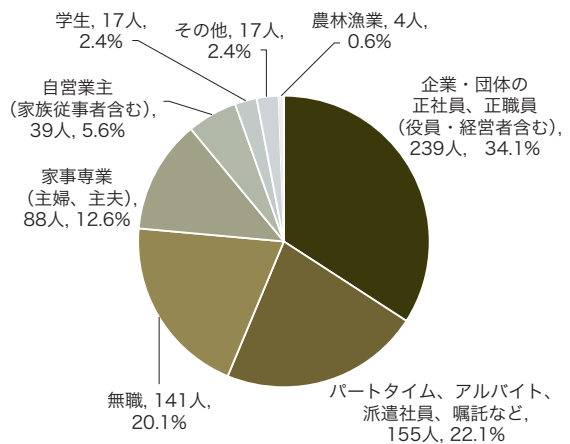
(2) 年齢 (N=700)



(3) 居住地域 (N=700)



(4) 職業 (N=700)

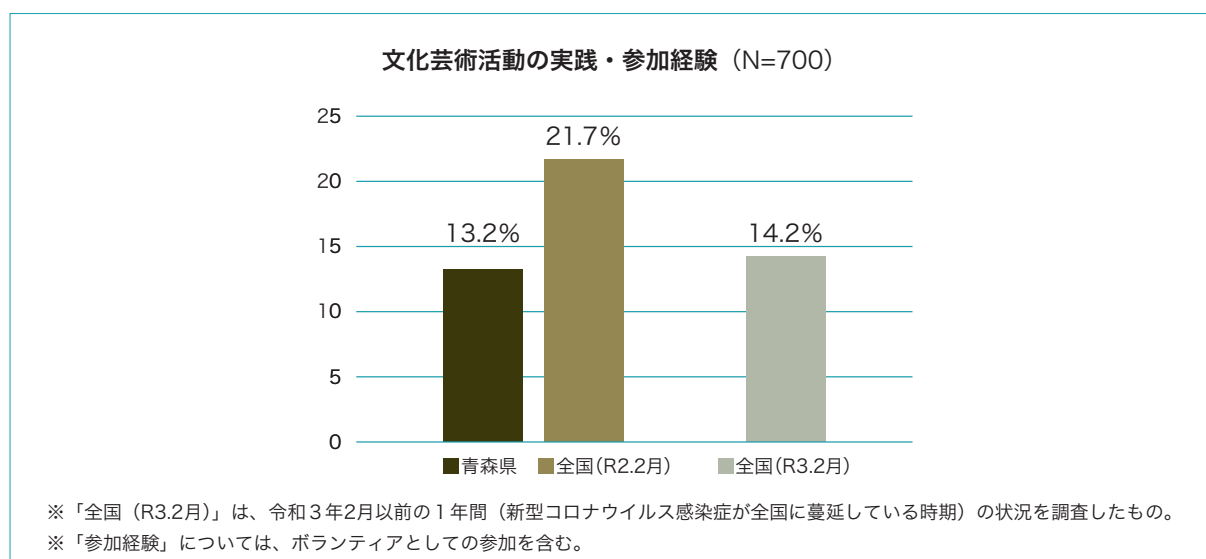
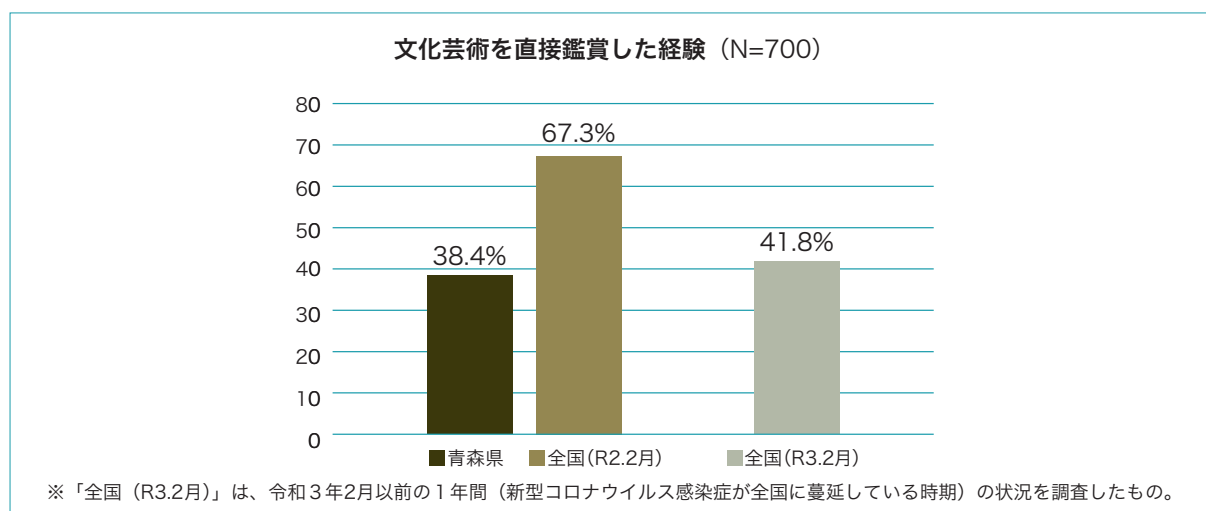


※1 調査会社から登録者に対してアンケート (URL) を電子メール配信し、調査票サイトから回答してもらう方法。

調査結果の概要

(1) 文化芸術に関する活動経験

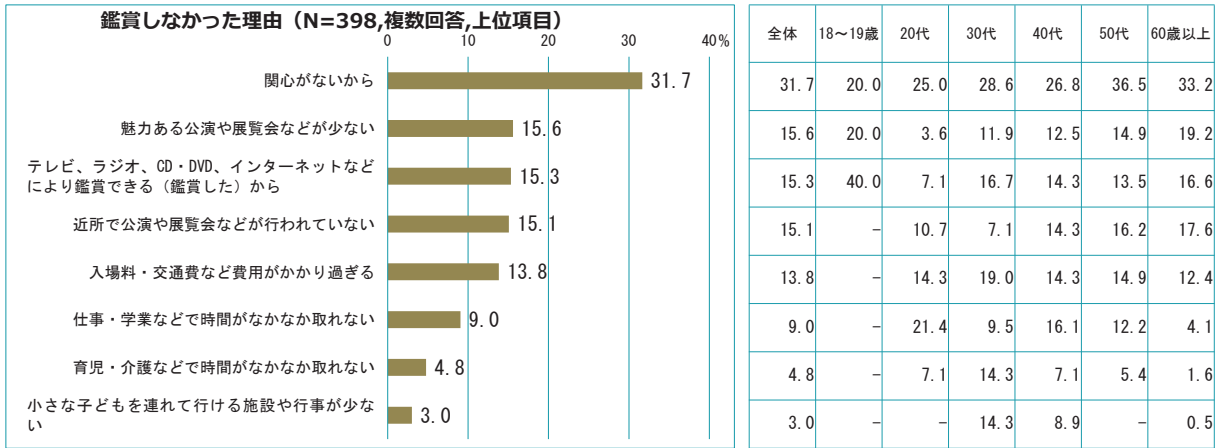
2020年4月（新型コロナウイルス感染症による1回目の緊急事態宣言）以前の1年間に、文化芸術を直接鑑賞した経験のある人の割合は38.4%、文化芸術活動の実践や参加（ボランティアを含む）経験のある人の割合は13.2%となっています。令和2年2月に実施された全国調査（2020年2月以前の1年間の状況を調査）と比較すると、いずれも低くなっています。



(2) 文化芸術に対する興味や関心

文化芸術を直接「鑑賞したものはない」と回答した人に対して理由を尋ねたところ、「関心がないから」と回答した人の割合が31.7%で最も高く、次いで「魅力ある公演や展覧会などが少ない」15.6%などが続いています。

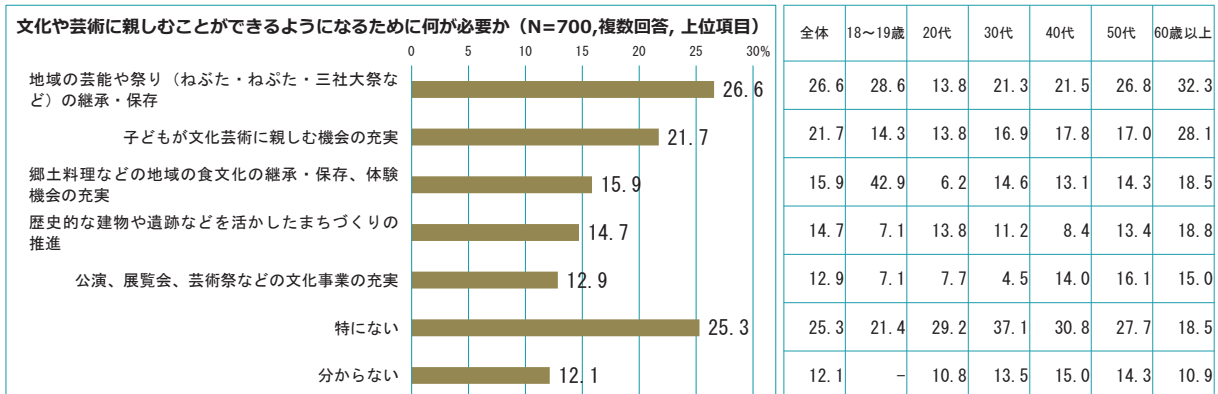
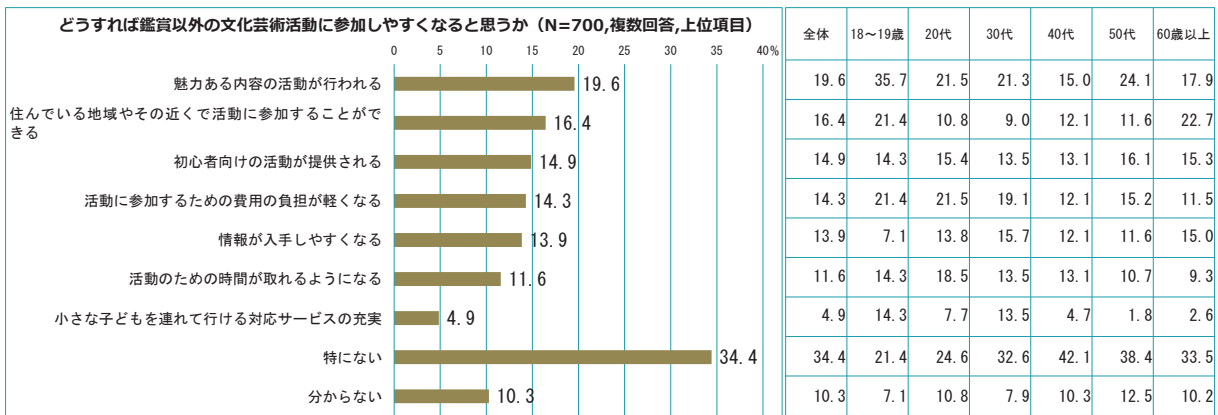
年齢別では、「関心がないから」に次いで、20代、40代では「仕事・学業などで時間がなかなか取れない」、30代では「入場料・交通費など費用がかかり過ぎる」が続いています。



「どうすれば鑑賞以外の創作・出演・習い事・体験といった活動や、ボランティアなどの活動の支援にもっと参加しやすくなると思うか」尋ねたところ、「特にない」と回答した人の割合が34.4%で最も高く、次いで、「魅力ある内容の活動が行われる」19.6%などが続いています。

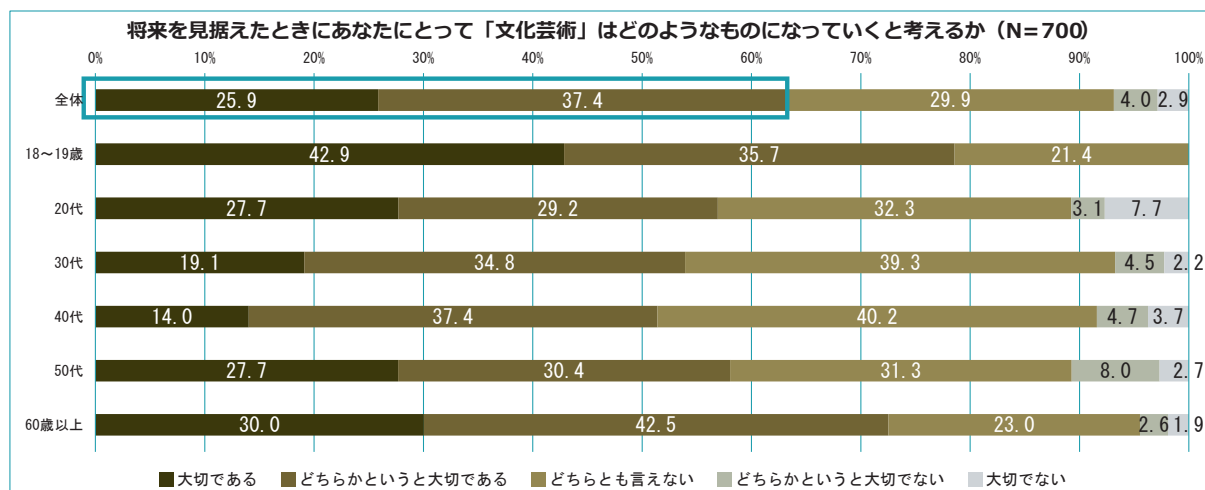
また、「もっと文化や芸術に親しむことができるようになるためには、これから何が必要となると思うか」尋ねたところ、「特にない」と回答した人の割合が25.3%で2番目に高くなっており、年齢別では、20代から50代の各年代で最も高くなっています。

このように、県民の文化芸術に対する興味や関心は高いとは言えない状況となっています。



(3) 文化芸術に対する期待・認識

一方で、「社会環境は大きく変化していくことが見込まれている中、将来を見据えたときに、あなたにとって「文化芸術」はどのようなものになっていくと考えるか」尋ねたところ、「大切である」と答えた人の割合が63.3%と半数以上を占めています。



「青森県の文化芸術のうち、国内外の方々に紹介したいと思うもの」を尋ねたところ、「ねぶた祭り・ねぶた祭りなど」を挙げた人の割合が44.9%と半数近くにのぼっており、次いで、「縄文遺跡・縄文文化など」8.3%、「八戸三社大祭などの山車祭礼」7.3%が続いていますが、大きな差がみられます。また、「何もない、思いつかない」などと回答した人も一定数見られました。

自由記述（必須）回答 (N=700)

● ねぶた祭り、ねぶた祭りなど	44.9%
● 縄文遺跡（三内丸山遺跡、是川遺跡など）、縄文文化、土偶	8.3%
● 八戸三社大祭などの山車祭礼	7.3%
● 民俗芸能・民舞（えんぶりなど）	6.3%
● 工芸品（津軽塗、こぎん刺し、藍染め、裂き織、ブナコ）	5.7%
● 津軽三味線、民謡	5.0%
● さくらまつり、紅葉まつり、冬まつりなどのイベント・催事	1.7%
● 県内の美術館	1.6%
● 津軽弁、南部弁などの方言	1.3%
● 自然	1.0%
● 棟方志功、版画	0.9%
● 郷土料理、食文化、食材	0.9%
● 何もない、思いつかないなど	25.9%

第3章 めざす姿の実現に向けて

1 めざす姿

「感じる」・「動く」・「創る」 文化芸術の^{ちから}力で魅力ある青森県へ

文化芸術は、人々に深い感動を与え、心を豊かにし、わたしたちの生活に潤いと安らぎを与えてくれるものであり、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う心を育みます。また、想像もできないほどの大きな変化が見込まれるこれからの時代にあって、環境変化に柔軟に対応し課題を解決していくための感性や思考力を育むことも期待できます。さらに、新たな観光需要や高い付加価値を生み出し、インバウンドの回復・成長など、経済を活性化させるポテンシャルも持っています。このように、文化芸術は心を豊かにし、地域に活力を与える力があると言えます。

この計画では、文化芸術の力を活用した魅力ある青森県をめざすこととし、その姿に至る過程を次のように捉えています。

- 「**感じる**」： わたしたちの周りにはたくさんの文化芸術があります。一人ひとりの県民が、鑑賞等を通じて、文化芸術に触れ、親しみ、感じる機会が、日々の暮らしの中に数多くあり、県民が感性を育み、本県への誇りや愛着を深めています。
- 「**動く**」： 県民が文化芸術の魅力や価値を感じることで、創作・発表の担い手になりたい、魅力を発信したい、という機運が高まり、県民一人ひとりが、様々な文化芸術活動に参加したり、その魅力を発信するなど、いきいきと活動しています。
- 「**創る**」： 文化芸術活動を自ら行う県民が増加し、本県の文化芸術の新たな魅力や価値が創出されています。また、県民のいきいきとした活動によって、本県の魅力が高まり、新たな交流が生まれ、創造性あふれる活力ある地域がつくられ、文化芸術の継承、発展、創造が図られています。

このように、文化芸術が持つ力と「青森県ならではの」文化芸術の魅力と価値を活かしながら、県民が青森県で暮らしたい、国内外の方々が訪れたい、と思える魅力ある青森県をめざします。

2 基本方針

めざす姿を実現するために、次の3つを基本的な方針とします。

方針1 あおもりの文化芸術を育む人づくり <人づくり分野>

子どもたちや若い世代をはじめ多くの県民が文化芸術に対する理解を深め、本県の特徴ある文化芸術に対する誇りと愛着を育んでいくとともに、本県の文化芸術を県民共通の財産として次代に継承し発展させていくため、豊かな感性や創造力を備えた人づくりに取り組みます。

方針2 あおもりの文化芸術に親しむ環境づくり <環境づくり分野>

県民が身近な場所で文化芸術に親しむことは、心豊かな生活を送り、活力ある地域社会の構築にもつながります。

文化芸術に触れ親しむ機会、活動に参加する機会、創造して発表する機会の充実を図り、年齢や障害の有無、居住する地域等にかかわらず、県民誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりに取り組みます。

方針3 あおもりの文化芸術を活用した地域づくり <地域づくり分野>

観光、まちづくり、産業等の関連分野における施策との連携を図りながら、本県の文化芸術の魅力を国内外に力強く発信し、交流と体験を促し、文化芸術を活かした活力ある地域づくりに取り組みます。

3 文化芸術の推進に当たっての課題

(1) 人づくり分野

- 県民に文化芸術の魅力や価値に気づいてもらい、文化芸術に対する関心や理解を深め、文化芸術の鑑賞や活動への参加意欲を高めること。
- 次代を担う子どもたちが、地域の文化芸術に触れ、その魅力や価値を認識し、地域に対する誇りと愛着を育んでいくとともに、本県の文化芸術を後世に引き継ぐこと。
- 本県の特色ある文化芸術を次代に継承し発展させていくため、文化芸術に関する創造的活動を行う人材や文化芸術活動を支える人材、文化芸術を保存・管理する人材など、文化芸術の担い手を育成・確保すること。

(2) 環境づくり分野

- 県民が文化芸術を身近に感じることができるよう、鑑賞や体験、学びの機会を充実させること。
- 県民が文化芸術の創作活動の発表や展示ができる機会を充実させること。
- 仕事や子育てに忙しい世代を含めた、全ての世代の県民が、障害の有無や居住する地域等に関わらず文化芸術に親しむことができる環境をつくること。

(3) 地域づくり分野

- 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録、国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会の開催などを好機として、本県の文化芸術を国内外に発信すること。
- 観光、まちづくり、産業等の関連施策と連携し、本県の特色ある文化芸術の評価を高め、新たな魅力を創出することにより、地域を活性化すること。
- かけがえのない地域の文化財を適切に保護・保存し、その活用を図りながら次代へ継承すること。

4 施策の体系

基本方針1 あおもりの文化芸術を育む人づくり

取組の方向性

- ①文化芸術に対する県民の理解の醸成
- ②次代を担う子どもの文化芸術活動の充実
- ③文化芸術活動を担う人材の育成

基本方針2 あおもりの文化芸術に親しむ環境づくり

取組の方向性

- ①公演、展示等の文化芸術活動の活性化
- ②誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくり
- ③県立文化施設の活用促進

基本方針3 あおもりの文化芸術を活用した地域づくり

取組の方向性

- ①青森の縄文遺跡群の価値・魅力の発信と積極的な活用
- ②文化芸術と他分野の施策との連携による地域活性化
- ③文化芸術の国内外への発信と文化芸術を通じた交流の推進
- ④文化財・伝統文化の保存・継承・発展等
- ⑤関連分野における行政・民間等との連携

【めざす姿】

「感じる」・「動く」・「創る」
文化芸術の力ちからで魅力ある青森県へ

第4章 3つの基本方針における取組の方向性

方針1 あおもりの文化芸術を育む人づくり <人づくり分野>

取組の方向性

(1) 文化芸術に対する県民の理解の醸成

本県の文化芸術の魅力や価値に対する「気づき」は、次の活動につながる活力を生み出します。県民の文化芸術に対する興味や関心を高め、理解を深めるとともに、県民が日常生活の中で自主的に文化芸術に親しむ心を育むため、文化芸術に触れ合う機会の充実を図ります。

(主な取組)

- 青森県民文化祭の開催や舞台公演、作品展示等様々な活動を通じて、文化芸術の鑑賞、体験や学習の機会の充実を図ります。
- 県立美術館や郷土館、近代文学館等の県立施設において、文化芸術に親しみ、理解を深めるための教育普及事業に取り組むなど、体験や学習の機会を提供します。

(2) 次代を担う子どもの文化芸術活動の充実

次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造力、また、地域に対する誇りや愛着を育むため、地域や学校等において、多彩な文化芸術や本県の特色ある文化芸術に触れ、体験し発表する機会等の充実を図ります。

(主な取組)

- 中学校総合文化祭や高等学校総合文化祭、ファッション甲子園の開催等を通じて、中学生・高校生の多様な個性と創造力を培い、チャレンジ精神あふれる人材の育成に取り組めます。
- 県立美術館における教育旅行等の受け入れや、学校等における芸術文化出前教室などを通じて、子どもたちが文化芸術に触れ、学ぶ機会の充実を図ります。
- 地域の文化財に関する理解を深めるとともに、子どもたちが縄文遺跡群等の地域の文化財に直接触れ、体験する取組を進めます。
- こども民俗芸能大会を開催するなど、民俗芸能伝承活動の成果発表機会を創出し、民俗芸能の後継者の育成と郷土愛の醸成を図ります。

(3) 文化芸術活動を担う人材の育成

地域に根ざした伝統文化や多彩な文化芸術活動を将来にわたり継承・発展させていくため、文化団体等の活動の活性化や地域における文化芸術活動の担い手の育成・確保、文化振興等への寄与に対する顕彰を行います。

(主な取組)

- 文化芸術の創作、発表等の活動を行う文化芸術団体等の活性化を促進します。
- 文化芸術を行政とともに支える民間ボランティアの育成を推進します。
- 美術館・博物館の学芸員等の専門職員に対する研修の充実を図り、文化芸術の推進を

現場で担う人材の確保・育成を図ります。

- 伝統芸能や民俗芸能等の担い手の確保に向けて、発表や鑑賞の機会の充実を図ります。
- 県内で活動している高度な技能・技術を有する人材を認定し、技能・技術の継承・発展と本県の伝統工芸品産業を担う人材育成を図ります。
- 本県文化芸術の向上、発展に貢献した個人・団体の功績をたたえる青森県文化賞表彰を実施します。



ファッション甲子園



芸術文化出前教室



こども民俗芸能大会



あomorいJOMON GYOMO（縄文漁網）
プロジェクトワークショップ

方針2 あおもりの文化芸術に親しむ環境づくり <環境づくり分野>

取組の方向性

(1) 公演、展示等の文化芸術活動の活性化

個性豊かで多彩な文化芸術活動が活性化されるよう、県民が気軽に文化芸術を鑑賞する機会、主体的に活動に参加する機会、作品等を創作・発表する機会等の充実を図ります。

(主な取組)

- 青森県民文化祭等の開催や、県立文化施設において県民による創作・発表の場を提供するなど、県民が作品等の創作や展示、公演への出演等、文化芸術活動の成果を発表できる機会の充実を図ります。
- 県立美術館において、演劇、音楽、ダンス、映画等の多様な舞台芸術分野での質の高い公演を充実させるとともに、県民参加型による実施の拡大を進めます。

(2) 誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくり

障害の有無、年齢等に関わらず、県民誰もが文化芸術活動への参加を通じて自己実現を図れる環境づくりを進めるとともに、文化芸術活動を通じた交流を促進することにより、地域共生社会の実現に寄与します。

(主な取組)

- 障害のある人による創作作品の展覧会を開催するなど、表現活動の発表機会の確保及び障害のある人の芸術文化活動について県民への普及を図ります。
- あおもりシニアフェスティバルの開催等により、文化芸術活動を通じた高齢者の生きがいづくり、世代間交流や社会参加を促進します。
- 障害のある人や小さな子どもがいる家族、外国人など多様な人々が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン化や多言語表記など県立文化施設の環境整備を図ります。
- 県内各地域で実施する生涯学習プログラム等を通じて、身近な場所で地域の文化芸術を体験・学習する機会の充実を図ります。

(3) 県立文化施設の活用促進

本県の文化芸術の拠点として、魅力ある優れた展示等を開催し、県民が文化芸術に触れ親しむ機会を提供するとともに、県外からの来訪者に本県の文化芸術の魅力を発信できるよう、県立文化施設の活用を促進します。

(主な取組)

- 県立文化施設において、国内外から注目されるような魅力的な企画展や特別展を開催するなど、本県の特色ある文化芸術の魅力を発信していきます。
- 障害のある人や小さな子どもがいる家族、外国人など多様な人々が利用しやすいよう、ユニバーサルデザイン化や多言語表記など県立文化施設の環境整備を図ります。(再掲)

○デジタル技術の活用等による展示内容・機能等の充実、ICTの利活用（アプリ、AR^{※2}、VR^{※3}等）、通信環境（Wi-Fi等）の整備・充実に努めます。



青森県民文化祭



県立美術館における5台ピアノコンサート



青森県美術展覧会



ありのままの表現展
(障害者の芸術文化活動)

※2 AR：「Augmented Reality」の略。拡張現実。現実の風景などに写真や動画、CG（コンピュータグラフィックス=コンピューターを用いて作成された画像や図形）といったデジタル技術で作られた仮想の世界を重ねて表示する技術のこと。スマートフォンなどのカメラ機能を介して現実世界を眺めると、加えられた情報により拡張された現実世界を見ることができる。

※3 VR：「Virtual Reality」の略。仮想現実。ARのように現実の風景などにデジタル技術を重ね合わせるのではなく、コンピューター上にCG等で人工的な環境である仮想現実を作り出し、専用の機器を装着することで、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術のこと。

方針3 あおもりの文化芸術を活用した地域づくり <地域づくり分野>

取組の方向性

(1) 青森の縄文遺跡群^{※4}の価値・魅力の発信と積極的な活用

世界遺産となった青森の縄文遺跡群の価値や魅力を認識・共有し、大切に思う心を育み、次の時代に伝えていくため、縄文遺跡群に多くの人々が集い、憩いの場となるとともに、価値や魅力が広く国内外で理解され、世界に選ばれる場所となり、地域にさらなる活力をもたらすよう様々な取組を進めていきます。

(主な取組)

- フォーラムや出前講座等のイベント開催などにより、縄文遺跡群の魅力や価値などの理解を促進します。
- 地域全体へ集客を促す、縄文文化を感じさせる周辺の自然や風景、地域の見どころを加えた周遊モデルコースの設定など、遺跡に足を運んでもらうための取組を推進します。
- 三内丸山遺跡のデジタルアーカイブサイトを公開し、多言語化、利便性向上等を図るとともに、三内丸山遺跡マーケティング調査を踏まえ効果的に遺跡の魅力や価値が伝わるよう公開・活用を推進します。

(2) 文化芸術と他分野の施策との連携による地域活性化

本県の特徴ある文化芸術を観光やまちづくり、産業分野の施策と連携して活用することにより、文化芸術振興と観光・産業振興の相乗効果を促し、本県の経済の活性化、地域の活性化に繋がります。

(主な取組)

- 県内公立美術施設の5館連携による「青森アートプロジェクト」などにより、県民及び観光客による県内の周遊を通して、文化芸術・経済・教育など幅広い分野での地域振興を図ります。
- 地域の風土や暮らしの中で生まれ、受け継がれてきた伝統工芸品等の産業振興、後継者育成を図ります。
- 本県の食文化の普及・継承、魅力の向上を図り、地域の文化資源として国内外へ発信し、地域活性化や観光振興に活用します。
- ふるさと青森の個性を活かした魅力ある景観形成に対する県民意識を高め、本県の美しい景観づくりを進めます。

(3) 文化芸術の国内外への発信と文化芸術を通じた交流の推進

本県には、日本国内だけでなく海外にも誇れる数多くの文化芸術があります。その魅力を国内外に発信することで、国内外の多くの人に本県に興味をもってもらい、関係人口の創出・拡大、文化芸術による国際交流や地域間交流に繋がります。

※4 世界遺産に登録された県内の8遺跡。特別史跡 三内丸山遺跡（青森市）、史跡 小牧野遺跡（青森市）、史跡 大森勝山遺跡（弘前市）、史跡 是川石器時代遺跡（八戸市）、史跡 田小屋野貝塚（つがる市）、史跡 亀ヶ岡石器時代遺跡（つがる市）、史跡 大平山元遺跡（外ヶ浜町）、史跡 ニツ森貝塚（七戸町）。

(主な取組)

- 本県の文化芸術の魅力を、多様なメディアやSNSなどの情報ツールを活用し、国内外に情報発信します。
- 青森県史デジタルアーカイブスの内容充実を図るとともに、その活用方法を周知し、県史編さん資料の検索、閲覧や様々な方面での利活用を促進します。
- 緑豊かな農山漁村に滞在し、自然、文化、そこに住む人々との交流を楽しむグリーン・ツーリズムの推進により、地域間交流の促進、交流人口の拡大に繋がります。
- 友好提携地域等との子どもの美術交流など、文化芸術による交流を通じて、県民の国際理解の推進、相互地域の発展に繋がります。

(4) 文化財・伝統文化の保存・継承・発展等

豊かな自然と長い歴史の中で培われてきた県内各地の有形・無形の文化財や地域の伝統芸能や伝統行事等を保存、継承し、その活用を図ることにより、新たな文化の創造につなげていきます。

(主な取組)

- こども民俗芸能大会を開催するなど、民俗芸能伝承活動の成果発表機会を創出し、民俗芸能の後継者の育成と郷土愛の醸成を図ります。(再掲)
- 地域の文化財に関する理解を深めるとともに、子どもたちが縄文遺跡群等の地域の文化財に直接触れ、体験する取組を進めます。(再掲)
- 県立郷土館や三内丸山遺跡センターなど県の文化施設において資料の収集、保存、公開、活用及び情報発信に取り組むとともに、青森県史などの史資料の利活用を促進します。
- 著名な文化財以外のものに幅広く目を向け、これまでの形にとらわれない文化財の活用に取り組めます。

(5) 関連分野における行政・民間等との連携

観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野の施策と有機的に連携することで、文化芸術の有する力を地域づくりに活かしていくため、庁内関係部局の連携強化を図るとともに、市町村や国、他の都道府県のほか、県民、文化芸術団体、民間企業・団体等と連携・協働しながら取り組んでいきます。

1 推進体制

計画の推進に当たっては、県における推進体制を構築するとともに、市町村、県民、文化芸術団体等様々な主体と連携・協働しながら取り組んでいきます。

(1) 県の推進体制

文化芸術の施策の推進に当たっては、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野の施策との有機的な連携が必要であることから、庁内担当課等による「庁内連絡会議」を設置し、各種施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(2) 市町村や他の都道府県等との連携

文化芸術の振興は、住民にとって最も身近な行政主体である市町村が、その地域の実情を踏まえながら取り組むことが重要です。県は、市町村と連携・協力しながら各種施策を展開し、本計画を推進していきます。また、国や他の都道府県とも様々な局面で連携していきます。

(3) 県民、文化芸術団体等との連携・協働

文化芸術団体は、文化芸術の担い手として、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を期待されています。県は、引き続き県民、文化芸術団体、民間企業・団体等と連携・協働しながら、本計画を推進していきます。

2 進行管理

本計画を着実に推進するため、毎年度、本計画に掲げた施策の取組状況や進捗状況について、各指標の動向を踏まえながら、青森県基本計画の政策点検を活用するとともに、庁内連絡会議において確認・点検し進行管理を行います。

3 成果指標及び参考指標

この計画に基づく施策の推進に当たっては、基本方針として掲げている「人づくり分野」、「環境づくり分野」、「地域づくり分野」の施策が相互に関連していることを踏まえて取り組む必要があるとともに、その他の関連分野の施策とも連携して取り組んでいく必要があります。

このため、計画全体に対する指標として、目標値を掲げた「成果指標」を設定します。また、取組の進捗状況を把握するための「参考指標」を設定し、その動向を確認します。なお、社会情勢の変化等に応じて、参考指標以外の動向にも留意していきます。

成果指標

No	指 標	現状値 注1	目標値
1	(直近1年間に)文化芸術を直接鑑賞したことがある人の割合	38.4% (R3調査)	68% (R8調査)
2	(直近1年間に)文化芸術活動の実践・参加経験がある人の割合	13.2% (R3調査)	22% (R8調査)

注1 2020年4月(新型コロナウイルス感染症による1回目の緊急事態宣言)以前の1年間を対象とした調査結果。

参考指標

No	指 標	参 考 値 (年度) 注2
1	青森県民文化祭の参加者数	R3 : 6,030人 (中弘南黒地区(H28:14,520人)) R2 : 3,526人 (三八地区(H27:12,531人)) R1 : 10,390人 (西北地区) H30: 12,026人 (東青下北地区) H29: 9,460人 (上十三地区)
2	県立美術館(常設展)の入館者数	R2 : 42,084人 R1 : 94,705人
3	三内丸山遺跡の見学者数	R2 : 76,000人 R1 : 192,000人
4	県立郷土館の利用者数 注3	R2 : 24,129人 R1 : 62,009人
5	延べ宿泊者数(1~12月)	R2 : 308万人泊 R1 : 461万人泊
6	観光消費額(1~12月)	R2 : 1,209億円 R1 : 1,910億円

注2 R2年度(年)は、新型コロナウイルス感染症の影響により前年度(年)より減少している。

注3 県立郷土館は令和2年10月20日から休館中。

1 計画策定の趣旨

文化芸術は、人々に深い感動を与え、心を豊かにし、わたしたちの生活に潤いと安らぎを与えてくれます。また、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う心を育み、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する上で重要な役割を果たしています。

人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化や情報通信技術の急速な進展など、社会情勢が大きく変化する中で、国においては、平成29（2017）年6月に「文化芸術基本法」を施行し、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光やまちづくり、産業等の関連施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされました。これに基づき、新たに、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や基本的な方向性を定めた「文化芸術推進基本計画」が策定され、都道府県においては、この国の計画を参酌して、地方の実情に応じた文化芸術の推進に関する計画（以下「地方文化芸術推進基本計画」という。）の策定に努めることとされました。

本県には、日本初の世界自然遺産である「白神山地」をはじめとする豊かな自然環境を背景として、長い歴史の中で育まれてきた文化や芸術が息づいており、この魅力ある文化芸術を次代に確実に引き継いでいく必要があります。

また、令和3年には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されました。このことを好機として、本県の文化芸術の多様な価値を、観光やまちづくりなどの施策と連携し、活用することにより、文化芸術の継承、発展及び創造を図っていくことが重要です。

こうした本県の文化芸術を取り巻く環境の変化等を踏まえ、本県の有する多様な文化芸術資源を活かし、文化芸術の推進に関する施策に総合的かつ計画的に取り組むため、「青森県文化芸術推進計画」（以下「計画」という。）を策定するものです。

なお、2015年、国連において、国際社会全体の普遍的な目標として、「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択されました。今後、2030年に向けて、世界各国が、経済・社会・環境を巡る課題に取り組んでいく必要があります。文化芸術に関する施策についても、SDGsの視点を踏まえて推進していくことが求められています。

2 計画の位置付け

本計画は、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する地方文化芸術推進基本計画です。また、「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」の分野別計画としても位置付けます。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

1 国の動向

(1) 文化芸術基本法の施行

平成13年の「文化芸術振興基本法」の成立後、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。平成29年6月、少子高齢化の進行やグローバル化の進展など社会状況の変化を踏まえ、同法を一部改正した「文化芸術基本法」が公布、施行されました。

同法は、文化芸術に関する活動を行う人々の自主的な活動を促進することを基本としながら、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に貢献することを目的としています。また、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することとされました。

平成30年3月には、今後の文化芸術施策の目指すべき姿や、令和4年度までの5年間にわたる文化芸術施策の基本的な方向性を示した「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

文化芸術基本法における文化芸術の分野

芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(メディア芸術を除く)	生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術	国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能	出版物等	出版物及びレコード等
芸 能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)	文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
		地域における文化芸術	各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能に関する活動

(2) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成30年6月、障害者による文化芸術活動に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が、公布、施行されました。

同法では、障害者による文化芸術活動の幅広い促進、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造への支援の強化、文化芸術活動を通じた交流等の促進などが基本理念とし

て掲げられました。

平成31年3月には、障害者による文化芸術活動を推進する上での基本的な方針や施策の方向性等を定めた「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

(3) 文化財保護法の一部改正

平成30年6月、過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、その継承に取り組んでいけるよう、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることを目的として、「文化財保護法」が一部改正され、平成31年4月に施行されました。

また、令和3年4月には、「文化財保護法の一部を改正する法律」が成立し、無形文化財及び無形の民俗文化財について、これまで指定の対象とならなかった、書道や食文化等の生活文化も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図るため、登録制度が創設されるとともに、地方公共団体による文化財の登録制度が創設されることとなりました。

(4) 文化観光推進法の施行

令和2年5月、文化の振興を、観光の振興と地域活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的として、文化資源の観覧等を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光（文化観光）を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（「文化観光推進法」）が施行されました。

2 青森県を取り巻く社会情勢

(1) 人口減少と少子高齢化の進展

我が国の人口は、2015（平成27）年国勢調査では、1億2,709万5千人と前回調査と比べて96万2千人の減となり、調査開始以来、初めての減少となりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2010（平成22）年の1億2,805万7千人をピークに、減少局面に入っており、2045年の人口は1億642万1千人まで減少し、高齢化率は36.8%となる見通しとなっています。

一方、本県の人口は、1983（昭和58）年をピークに、以降減少しており、2020（令和2）年国勢調査によると123万7,984人となりました。この傾向は今後も継続すると予想されており、国立社会保障・人口問題研究所では、2045年には82万4千人まで減少し、高齢化率は46.8%となると推計しています。

少子高齢化・人口減少が加速する中で、地域の伝統的な文化芸術の保存・継承が困難となってきています。

(2) 価値観やライフスタイル等の多様化

少子高齢化・人口減少、グローバル化の進展、情報通信技術（ICT）の急速な進展などにより、人々の価値観やライフスタイルは多様化してきました。

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や、育児や介護との両立など働く人達のニーズの多様化等を受けて、働き方の見直しの気運が高まる中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響もあり、テレワークが拡大するなど、働き方は多様化しています。また、単純作業や定型的な業務へのAIの活用により就業構造の変化が進むとともに、データとデジタル技術を活用した製品・サービスやビジネスモデルの変革が進むことにより、職業やライフスタイルの多様化が更に進むと見込まれています。

性別、年齢、障害の有無、国籍、職業やライフスタイル、価値観などが異なる多様な人々が、それぞれの個を尊重し、認め合っていくことが求められており、価値観の多様化やライフスタイルの変化により、新たな文化芸術が生まれたり、これまで継承されてきたものの価値に気づくきっかけにもなっています。

(3) 情報通信技術（ICT）の発展

情報通信技術（ICT）の普及とともに、AIやIoT等のデジタル技術の進展・実用化が次々と進んでいます。こうしたデジタル技術は、日常生活や企業活動、教育、医療など様々な分野に浸透してきており、DX^{※5}の推進も求められています。また、文化芸術分野においては、デジタル技術を活用した新たな表現方法も生まれています。

インターネットの利用は様々なサービスに拡大し、「動画配信」は広く普及し、趣味・娯楽に関する情報を得るメディアとして、「動画投稿・共有サイト」が多く利用されるようになっていきます^{※6}。

また、教育現場では小中学校の生徒に一人1台のパソコン・タブレット端末が配備されるなど、子どもたちにとって情報通信技術が身近になってきており、小学生が将来就きたいと思う職業として「YouTuberなどのネット配信者」が上位にランクされています^{※7}。

今後、製品やサービス、ビジネスモデルの変革が進み、現在からは想像もつかないような社会の到来も見込まれます。

(4) 新型コロナウイルス感染症による文化芸術活動等への影響

2020年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との接触が制限され、ICTを活用したコミュニケーションが浸透した一方で、人とのつながりの大切さが再認識されるようになりました。

※5 DX：「Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）」の略称。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること（DX推進ガイドライン（経済産業省））。

※6 「令和3年版情報通信白書」（令和3年7月総務省）

※7 「小学生白書Web版（2020年8月調査）」（学研教育総合研究所）

文化芸術活動においては、学校等での活動をはじめ、音楽、演劇等の舞台公演、祭り等の地域の行事が中止・制限されるなど、大きな影響を与えました。一方で、このような中でも、文化芸術の灯を消さないため、オンラインによる公演の配信など、新たな生活様式に対応した、ICTの活用による文化芸術の発表・鑑賞方法が生まれてきました。

観光産業へも大きな影響を与えました。本県においてもインバウンドをはじめとする観光需要の減少や多くの祭り・イベントの中止など、幅広い業種に關係する観光産業は、非常に厳しい状況下に置かれています。一方で、観光に対する意識が変化し、「自然が豊かなところに行きたい」、「少人数で出かけたい」、「近場で楽しみたい」という傾向が強まっており、県民に地域の文化芸術の魅力に気づいてもらえる機会と捉えることができます。

新型コロナウイルス感染症の完全な収束は見通せず、新たな感染症の発生も懸念される中では、このような変化が常態化していくことが見込まれます。

青森県史デジタルアーカイブス

青森県の歴史・文化を、写真や文書等で詳しく知ることができます。



青森市のねぶた祭り（昭和29年8月）



八戸市の三社大祭（昭和32年）



下北の能舞い（昭和46年1月27日）



津軽塗（昭和37年11月）



南部菱刺し（昭和59年4月11日）



検索 青森県史デジタルアーカイブス

<https://kenshi-archives.pref.aomori.lg.jp/contents/kenshi-front/index.html>

資 料 編

- 1 文化芸術に関する県民意識調査の結果
- 2 青森県文化芸術推進計画検討会設置要綱
- 3 青森県文化芸術推進計画庁内連絡会議設置要綱

文化芸術に関する県民意識調査の結果

I. 調査概要

1. 調査目的

「青森県文化芸術推進計画」を策定するにあたり、県民の文化芸術に関する意識や意見等を把握し、県の文化芸術に関する施策の参考とする。

2. 調査項目

- (1) 文化芸術に関する活動状況
鑑賞活動、鑑賞以外の文化芸術活動（創作、出演、習い事、祭り、体験活動など）
- (2) 子どもの文化芸術に関する活動状況
鑑賞活動、学校以外での文化芸術に関わる活動（創作、出演、習い事、祭り、体験活動など）
- (3) 子どもの文化芸術体験
- (4) 文化芸術の振興と効果等

3. 調査対象

18歳以上の青森県在住者 700人

4. 調査期間

令和3年6月11日～同年6月21日

5. 調査方法

ウェブ・パネルを用いたインターネットアンケート調査

6. 回収方法

2015年（平成27年）国勢調査に基づき、年齢別（18～19歳、20～29歳、30～39歳、40～49歳、50～59歳、60歳以上）に回収数を設定し回収した。

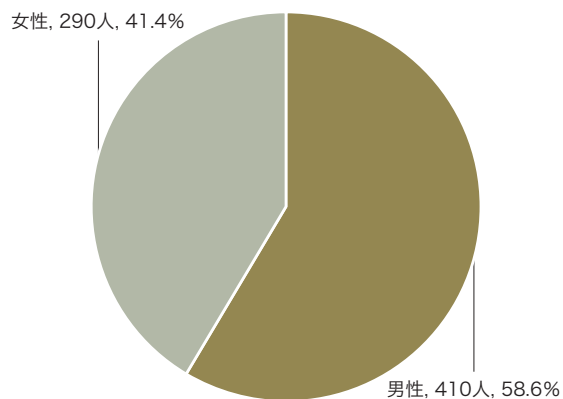
7. 調査結果のみかた

- (1) 回答は、それぞれの質問の回答者に対する百分率（％）で示している。
- (2) ％は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表示しているため、回答の合計が必ずしも100%にならない場合がある。また、回答率（％）の高い選択肢から並べ替えて表示している場合があり、調査票の選択肢の順番と異なる。
- (3) 回答者が2つ以上回答することのできる質問（複数回答）については、％の合計は100%を超えることがある。
- (4) 年代別ではサンプル数が少数のため、年代別集計表は参考値として掲載している。

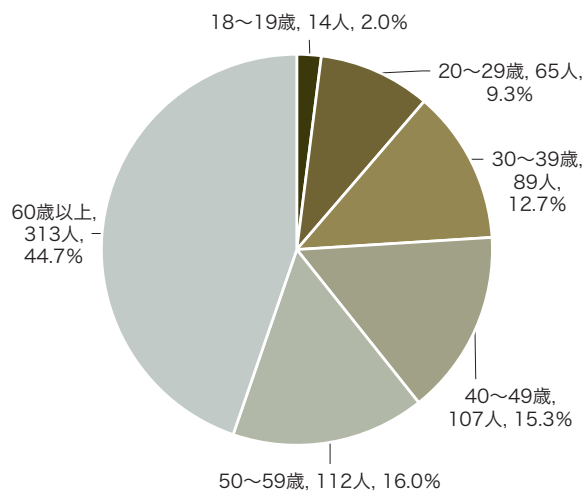
II. 調査結果

回答者のプロフィール

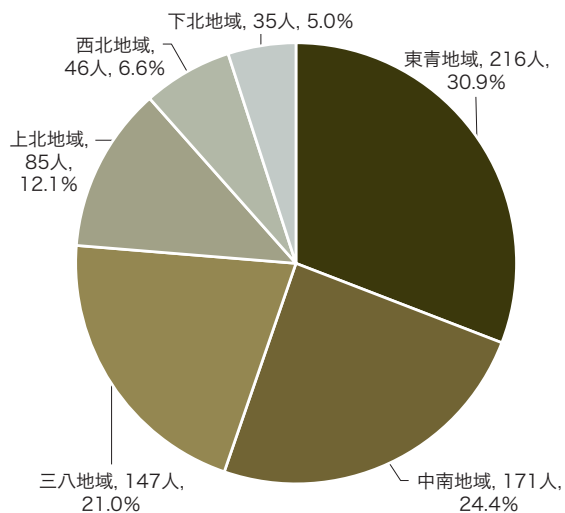
(1) 性別



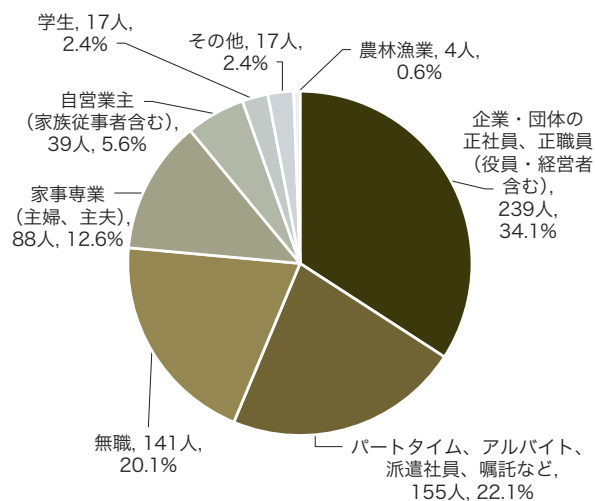
(2) 年齢



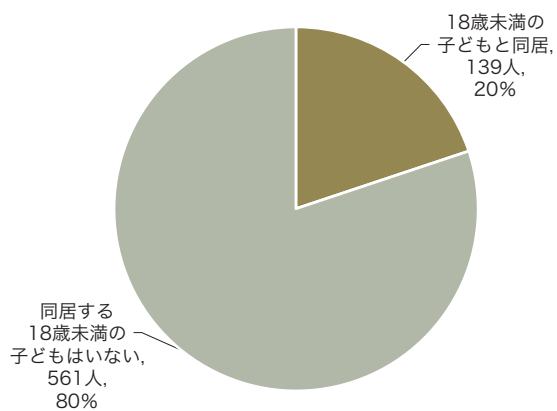
(3) 居住地域



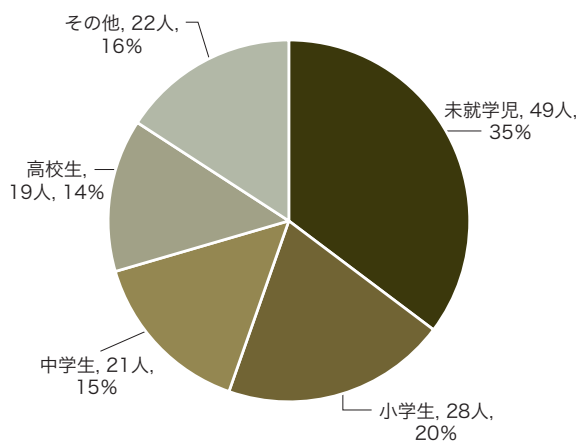
(4) 職業



(5)ー① 18歳未満の子どもとの同居の有無



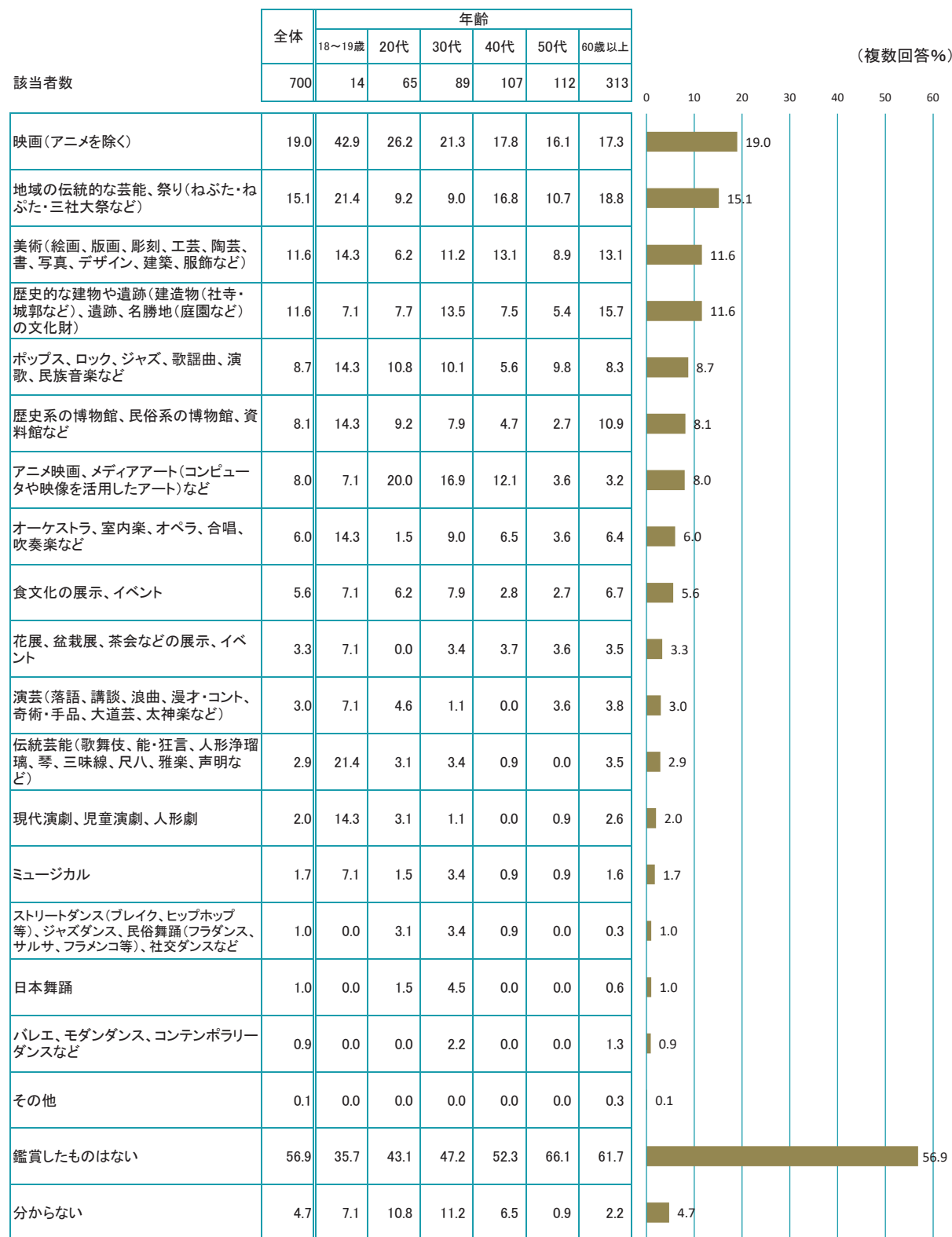
(5)ー② 同居している子どもの区分(N=139)



回答結果

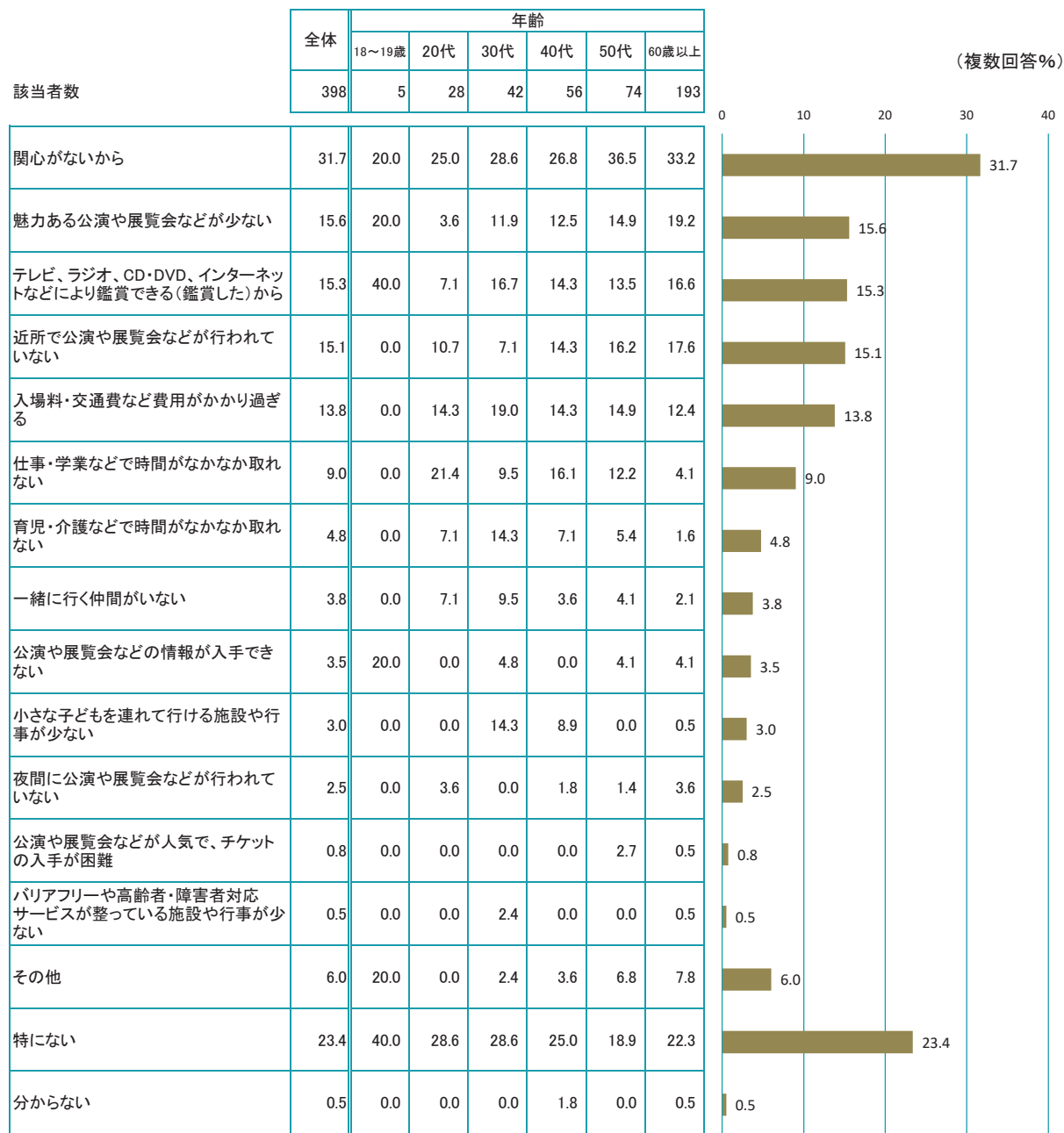
【問1】

2020年4月（新型コロナウイルス感染症による1回目の緊急事態宣言）以前の1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館、図書館、屋外などの会場で文化芸術を直接鑑賞したことはありますか。鑑賞した内容など、あてはまるものをいくつかも選んでください。



【問2】

前問で「鑑賞したものはない」と答えた方にお伺いします。その理由について、あてはまるものを3つまで選んでください。

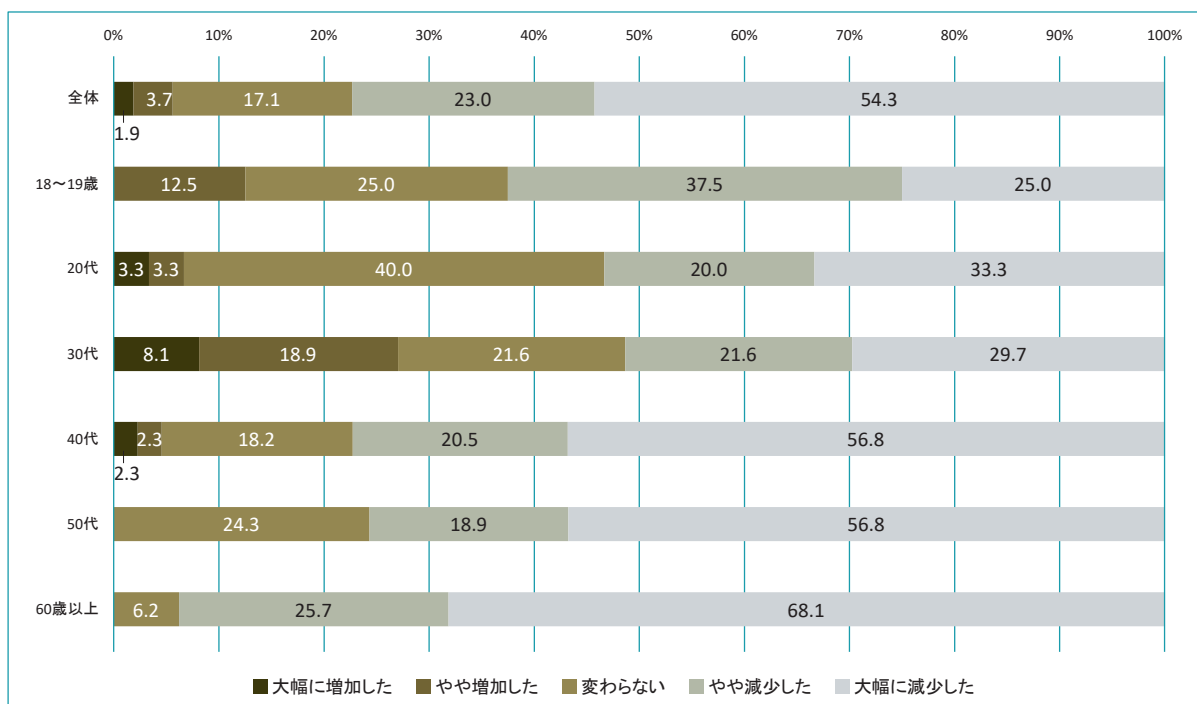


【問3】

2020年4月（新型コロナウイルス感染症による1回目の緊急事態宣言）以前の1年間と比較して、文化芸術を直接鑑賞する頻度は、この1年間（2020年4月～現在）に増加しましたか、減少しましたか。

※問1で鑑賞経験あり（「鑑賞したものはない」、「分からない」を除く）の者

	全体	年齢					60歳以上	
		18～19歳	20代	30代	40代	50代		
該当者数	269	8	30	37	44	37	113	
大幅に増加した	1.9	0.0	3.3	8.1	2.3	0.0	0.0	(%)
やや増加した	3.7	12.5	3.3	18.9	2.3	0.0	0.0	
変わらない	17.1	25.0	40.0	21.6	18.2	24.3	6.2	
やや減少した	23.0	37.5	20.0	21.6	20.5	18.9	25.7	
大幅に減少した	54.3	25.0	33.3	29.7	56.8	56.8	68.1	



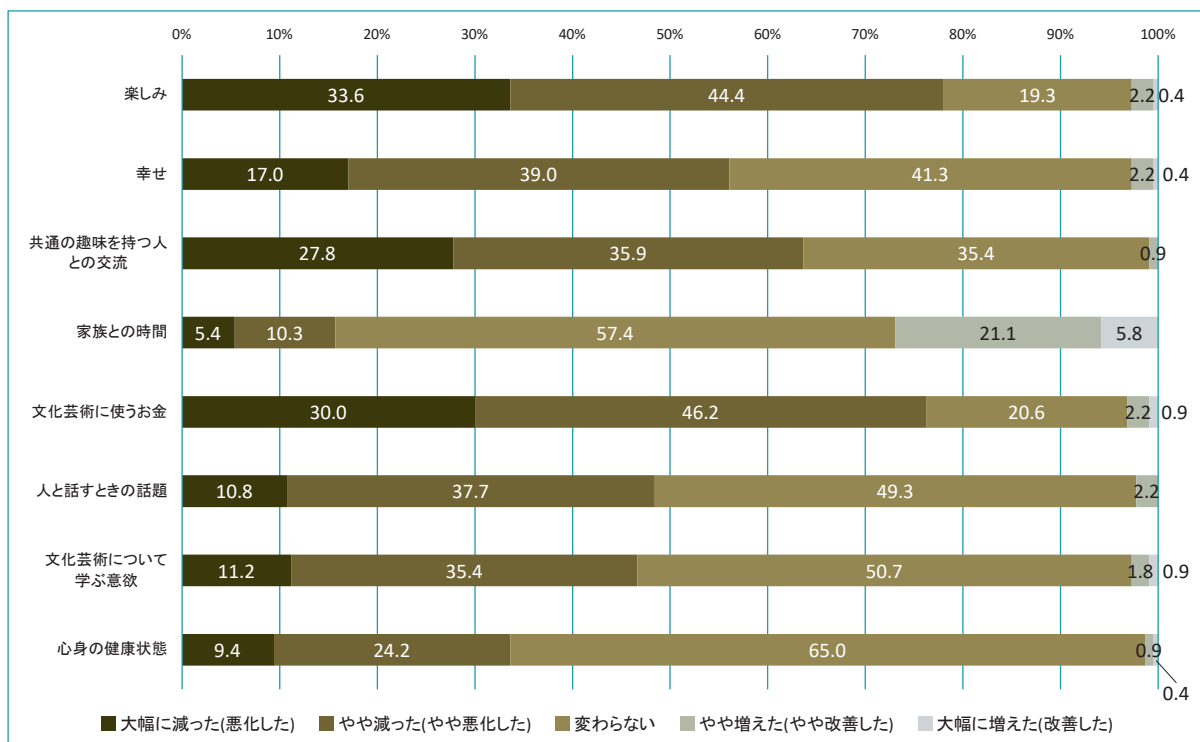
【問4】

この1年間（2020年4月～現在）の文化芸術の鑑賞状況の変化により、あなたにどのような影響がありましたか。項目ごとにその影響の程度をお答えください。

※問1で鑑賞経験ありの者のうち、問3で鑑賞状況が増加又は減少した（「変わらない」を除く）者の鑑賞状況の変化による影響

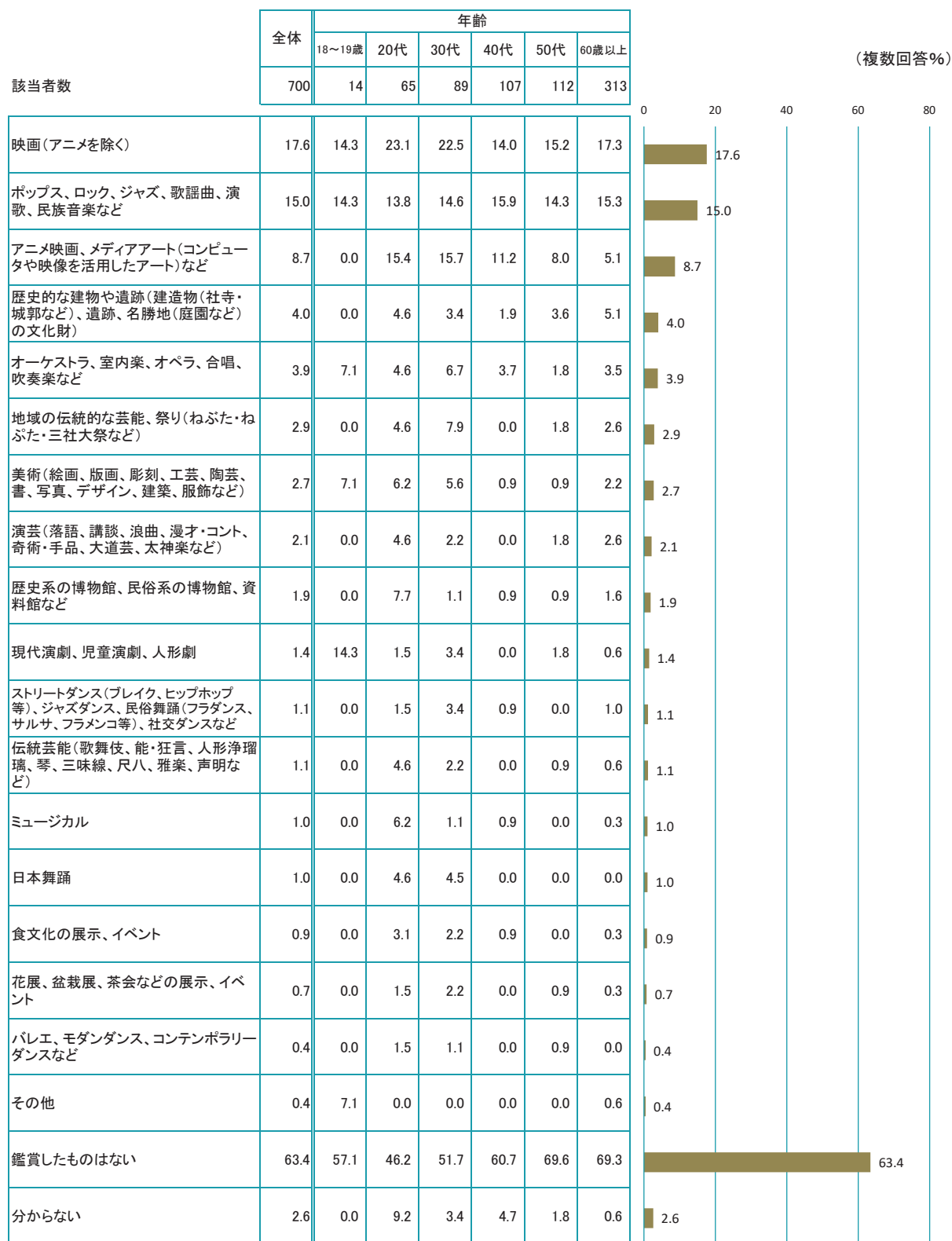
該当者数 223人

	大幅に減った(悪化した)	やや減った(やや悪化した)	変わらない	やや増えた(やや改善した)	大幅に増えた(改善した)	(%)
楽しみ	33.6	44.4	19.3	2.2	0.4	
幸せ	17.0	39.0	41.3	2.2	0.4	
共通の趣味を持つ人との交流	27.8	35.9	35.4	0.9	0.0	
家族との時間	5.4	10.3	57.4	21.1	5.8	
文化芸術に使うお金	30.0	46.2	20.6	2.2	0.9	
人と話すときの話題	10.8	37.7	49.3	2.2	0.0	
文化芸術について学ぶ意欲	11.2	35.4	50.7	1.8	0.9	
心身の健康状態	9.4	24.2	65.0	0.9	0.4	



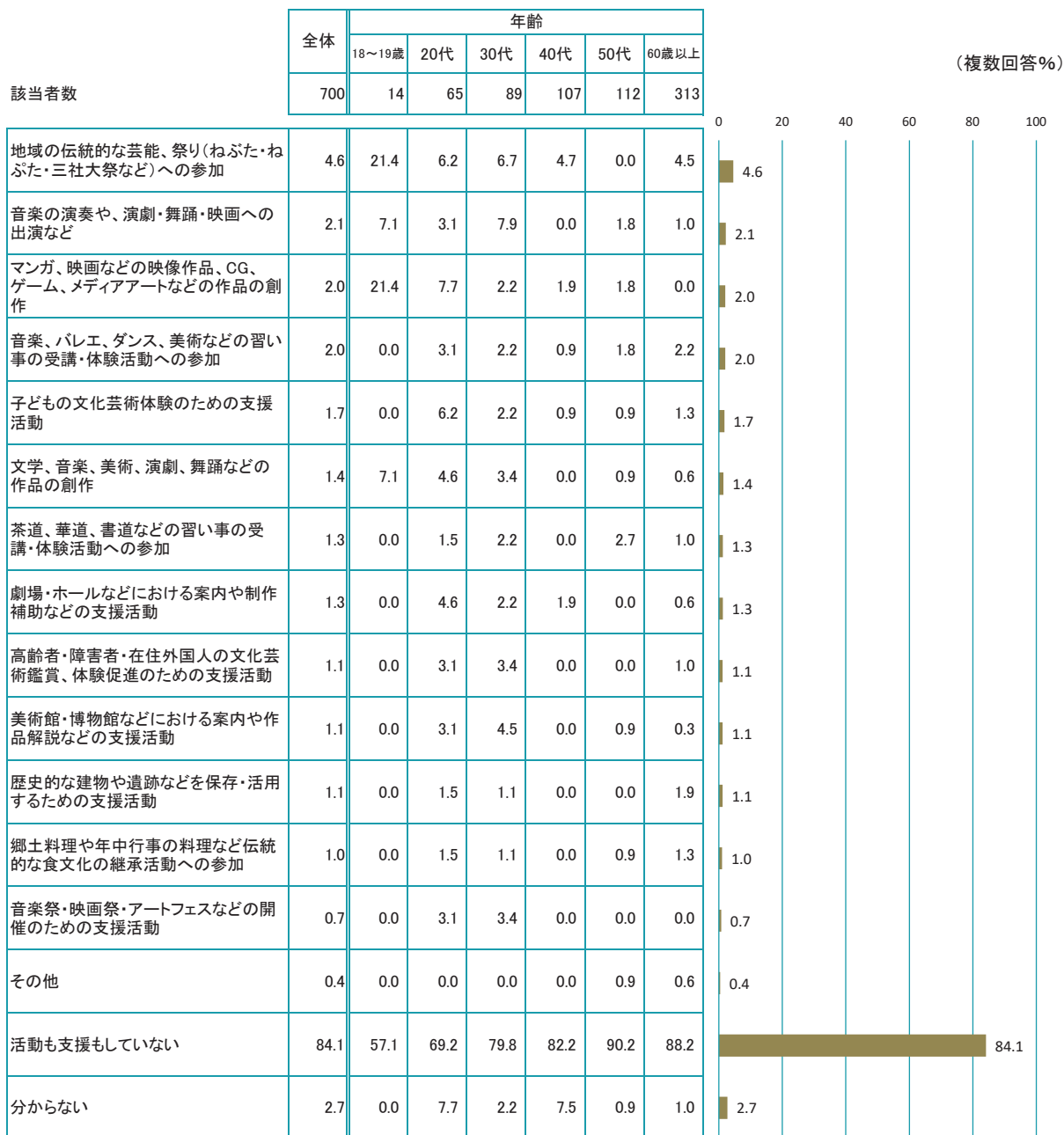
【問5】

この1年間（2020年4月～現在）に、インターネットによるオンライン配信で鑑賞したものはありますか。鑑賞した内容など、あてはまるものをいくつでも選んでください。



【問6】

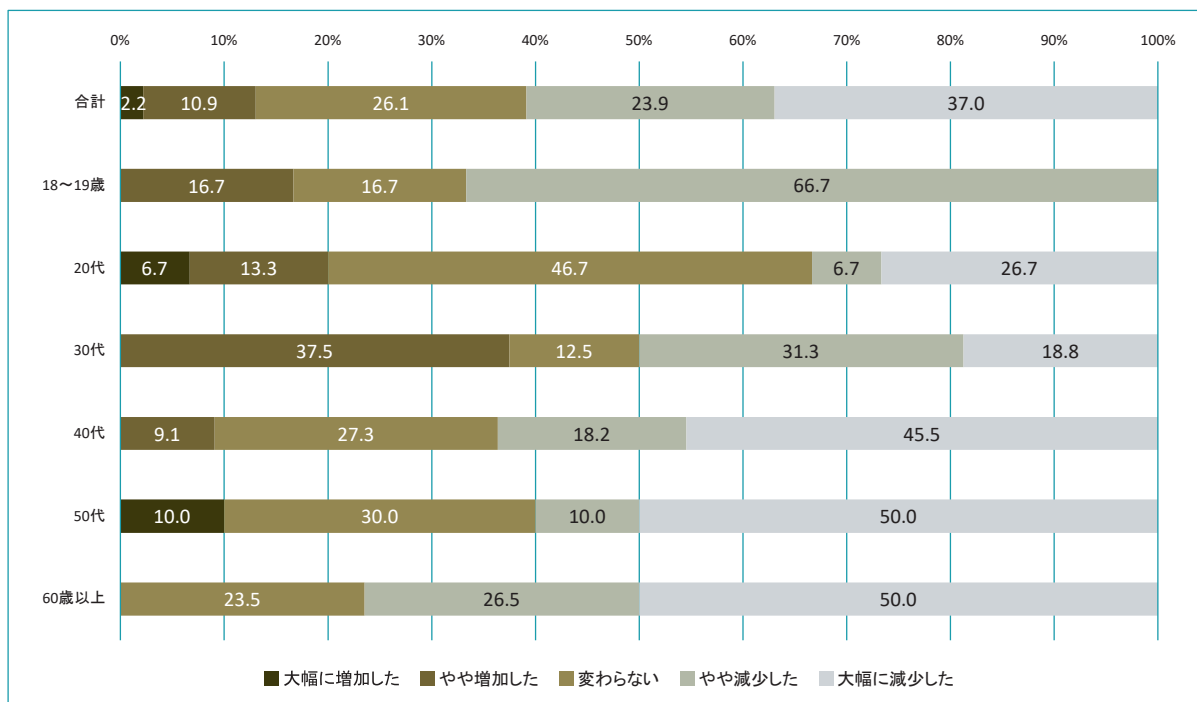
2020年4月以前の1年間に、鑑賞ではなく、自分で文化芸術活動を実践（創作や出演、習い事、祭りや体験活動への参加など）したり、ボランティアとして活動を支援したことはありますか。活動の内容など、あてはまるものをいくつかでも選んでください。



【問7】

その頻度は、この1年間（2020年4月～現在）に増加しましたか、減少しましたか。
 ※問6で実践経験あり（「活動も支援もしていない」、「分からない」を除く）の者

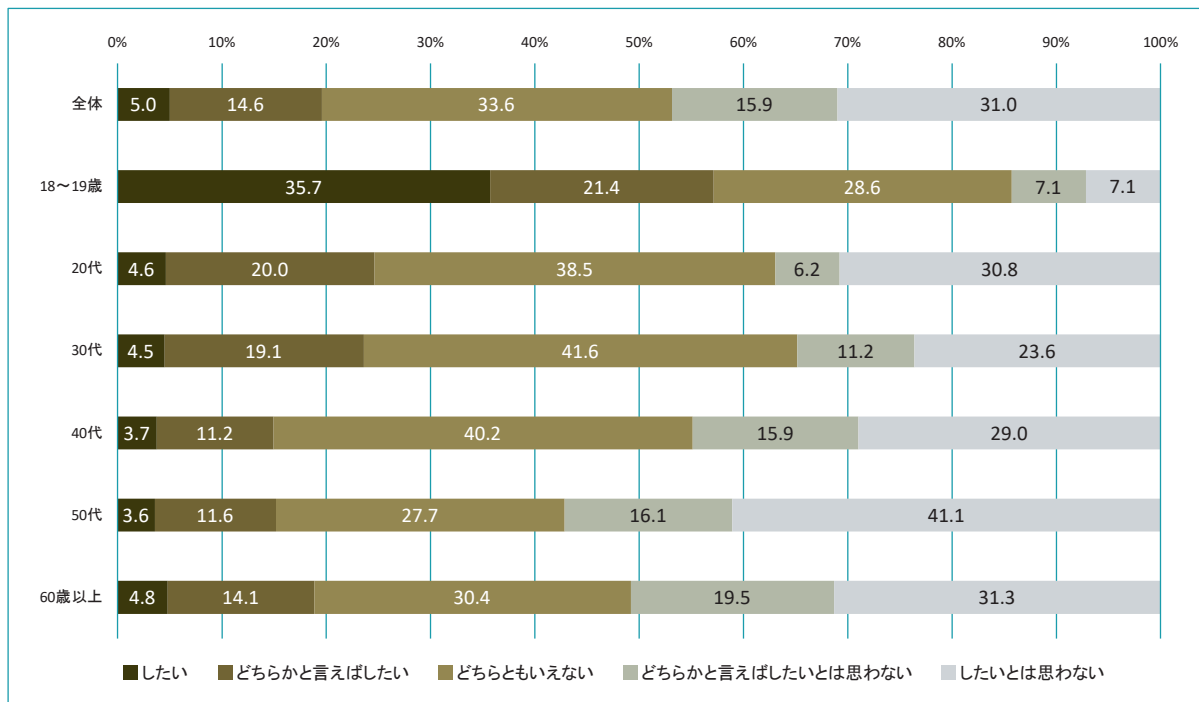
	合計	年齢					60歳以上	
		18～19歳	20代	30代	40代	50代		
該当者数	92	6	15	16	11	10	34	
大幅に増加した	2.2	0.0	6.7	0.0	0.0	10.0	0.0	(%)
やや増加した	10.9	16.7	13.3	37.5	9.1	0.0	0.0	
変わらない	26.1	16.7	46.7	12.5	27.3	30.0	23.5	
やや減少した	23.9	66.7	6.7	31.3	18.2	10.0	26.5	
大幅に減少した	37.0	0.0	26.7	18.8	45.5	50.0	50.0	



【問8】

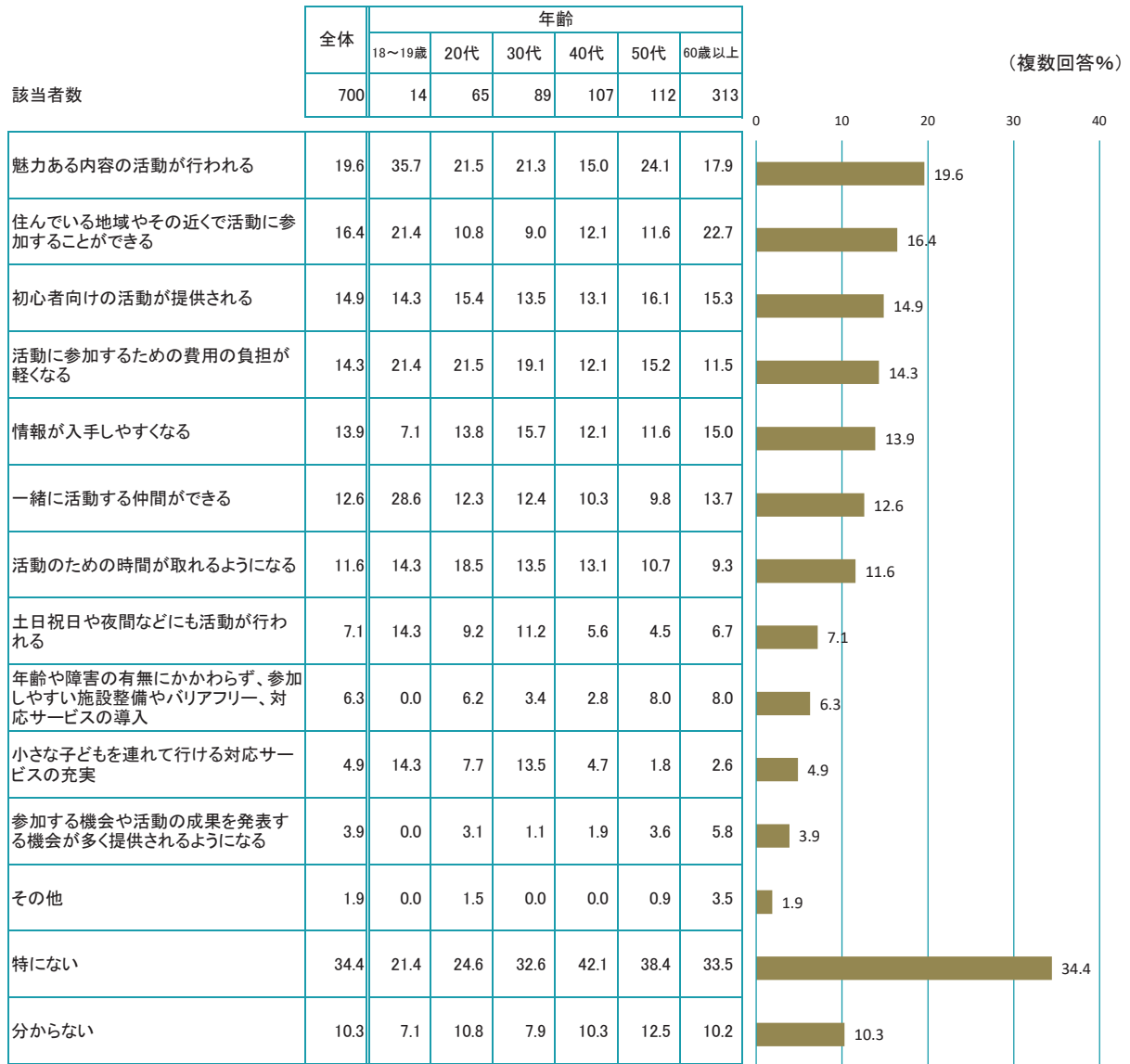
今後、自分で文化芸術活動を実践（創作や出演、習い事、祭りや体験活動への参加など）したり、ボランティアとして活動を支援したりしたいと思いますか。

	全体	年齢						
		18～19歳	20代	30代	40代	50代	60歳以上	
該当者数	700	14	65	89	107	112	313	
したい	5.0	35.7	4.6	4.5	3.7	3.6	4.8	(%)
どちらかと言えばしたい	14.6	21.4	20.0	19.1	11.2	11.6	14.1	
どちらともいえない	33.6	28.6	38.5	41.6	40.2	27.7	30.4	
どちらかと言えばしたいとは思わない	15.9	7.1	6.2	11.2	15.9	16.1	19.5	
したいとは思わない	31.0	7.1	30.8	23.6	29.0	41.1	31.3	



【問9】

あなたが、鑑賞以外の創作・出演・習い事・体験といった活動や、ボランティアなどの活動の支援にもっと参加しやすくなるためには、どうなればよいと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。



【問10】

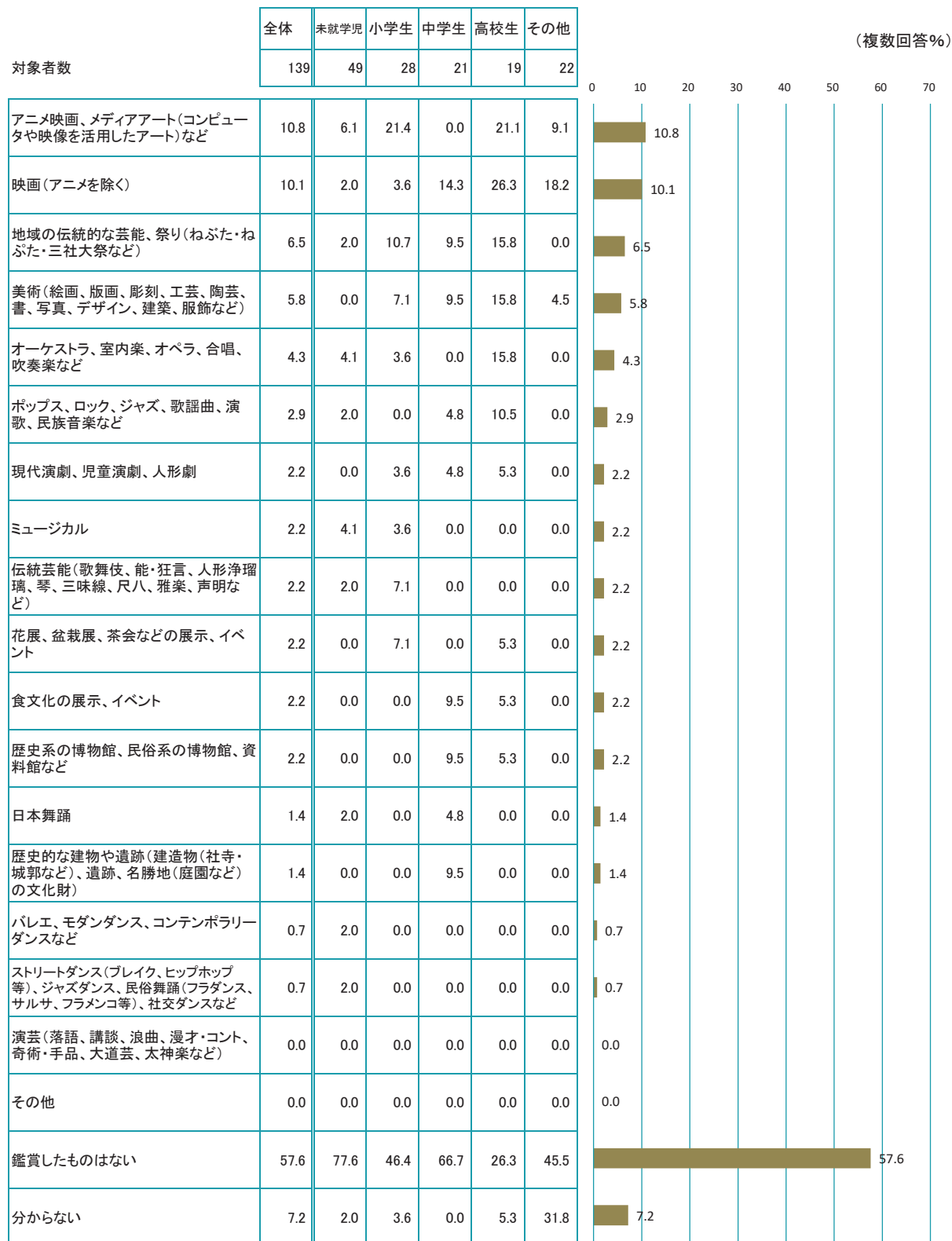
この1年間（2020年4月～現在）に、自分で文化芸術活動を実践した方にお聞きします。オンラインの活用など、実践する上で工夫したこと、新たに取り入れたことなどがある場合、文化芸術活動の内容と併せて工夫等の内容をお聞かせください。【自由記述回答】

- ・自分で撮影してSNSにあげている。
- ・オンラインやYouTubeで共有した。
- ・ギター練習時にリズムマシンを使うようにした。
- ・初めてのオンラインで楽しかった。
- ・背景は白壁にして、外の音が入らないように窓を閉めて行った。
- ・オンライン参加がふつうに増えた。

※そのほか、感染対策を実施した上で活動しているとの回答あり。

【問11】

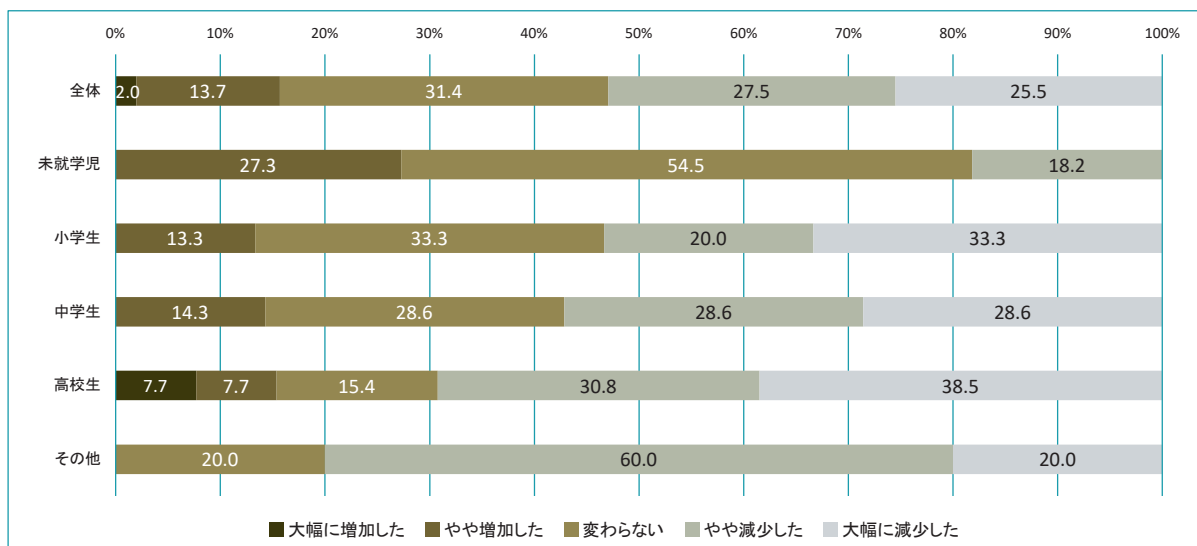
あなたと同居しているお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、2020年4月以前の1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館、図書館、屋外などの会場で文化芸術を直接鑑賞したことはありますか。鑑賞した内容など、あてはまるものをいくつでも選んでください。



【問12】

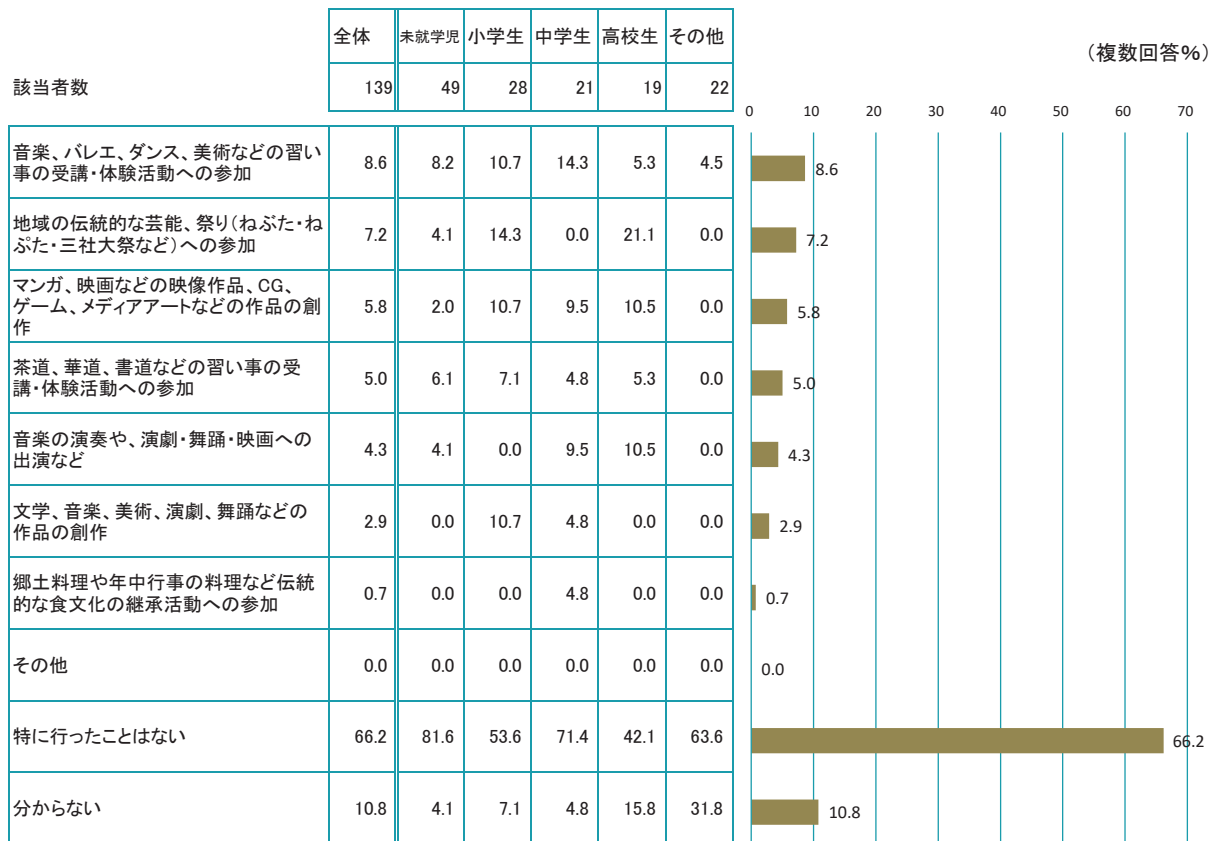
その頻度は、この1年間（2020年4月～現在）に増加しましたか、減少しましたか。
 ※問11で子どもが鑑賞経験あり（「鑑賞したものはない」、「分からない」を除く）の者

	全体	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他
該当者数	51	11	15	7	13	5
大幅に増加した	2.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0
やや増加した	13.7	27.3	13.3	14.3	7.7	0.0
変わらない	31.4	54.5	33.3	28.6	15.4	20.0
やや減少した	27.5	18.2	20.0	28.6	30.8	60.0
大幅に減少した	25.5	0.0	33.3	28.6	38.5	20.0



【問13】

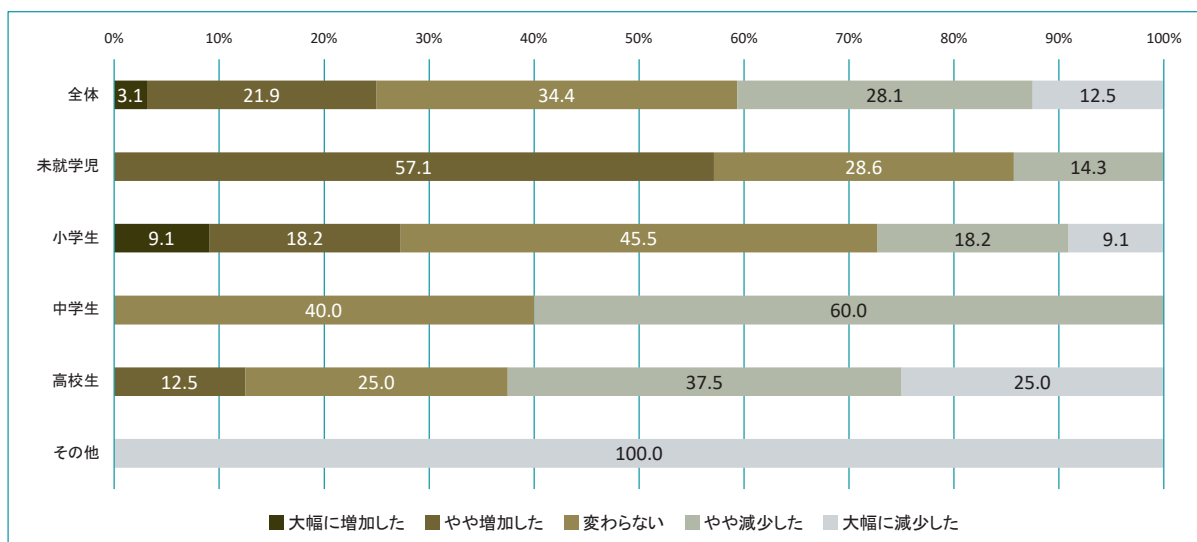
あなたと同居しているお子さんの中で「最も下の年齢のお子さん」は、2020年4月以前の1年間に、学校以外で、この中にあるような文化芸術に関わる活動をしたことはありますか。活動の内容など、あてはまるものをいくつでも選んでください。



【問14】

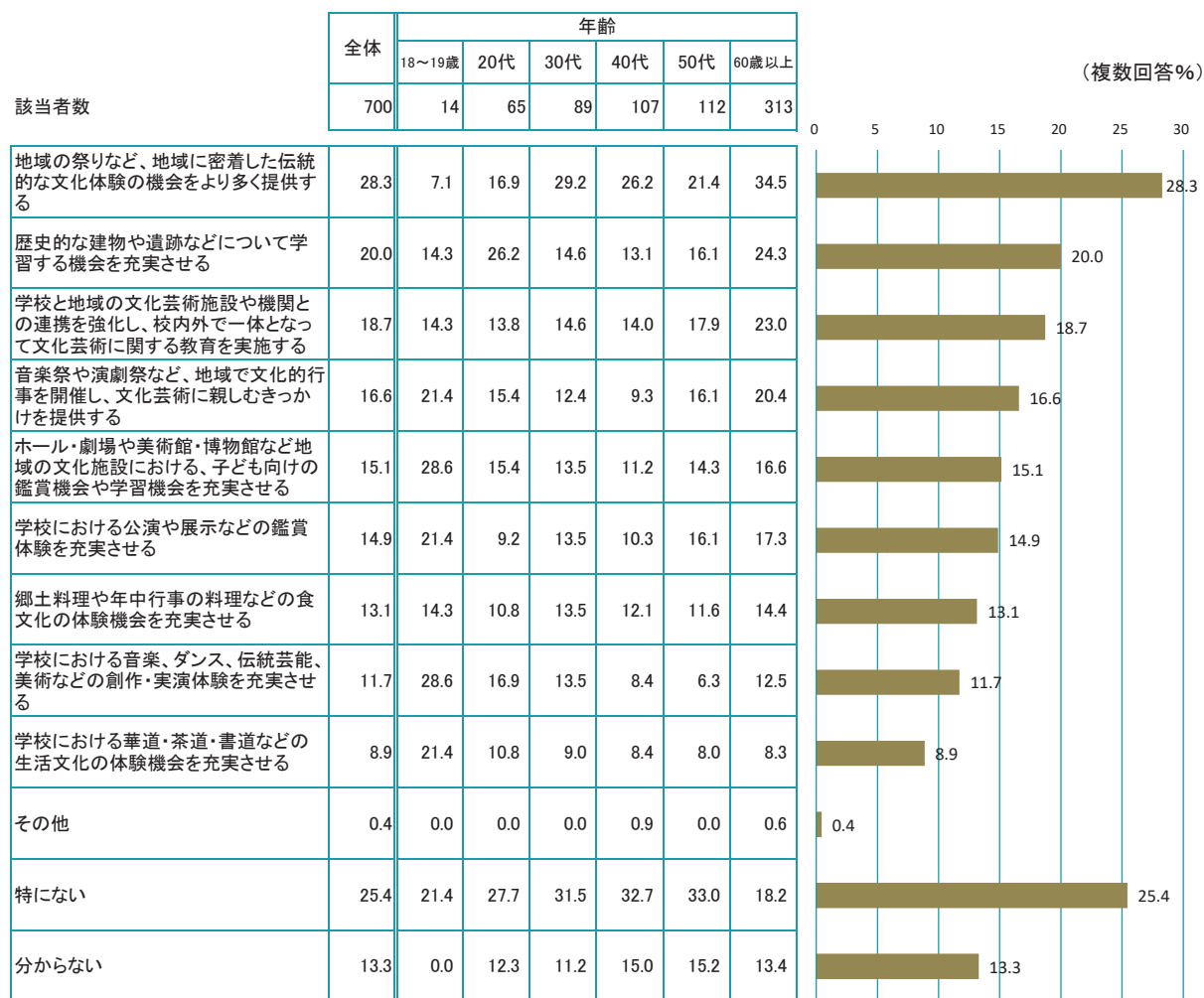
その頻度は、この1年間（2020年4月～現在）に増加しましたか、減少しましたか。
 ※問13で子どもが活動実践あり（「特に行ったことはない」、「分からない」を除く）の者

	全体	未就学児	小学生	中学生	高校生	その他	
該当者数	32	7	11	5	8	1	
大幅に増加した	3.1	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0	(%)
やや増加した	21.9	57.1	18.2	0.0	12.5	0.0	
変わらない	34.4	28.6	45.5	40.0	25.0	0.0	
やや減少した	28.1	14.3	18.2	60.0	37.5	0.0	
大幅に減少した	12.5	0.0	9.1	0.0	25.0	100.0	



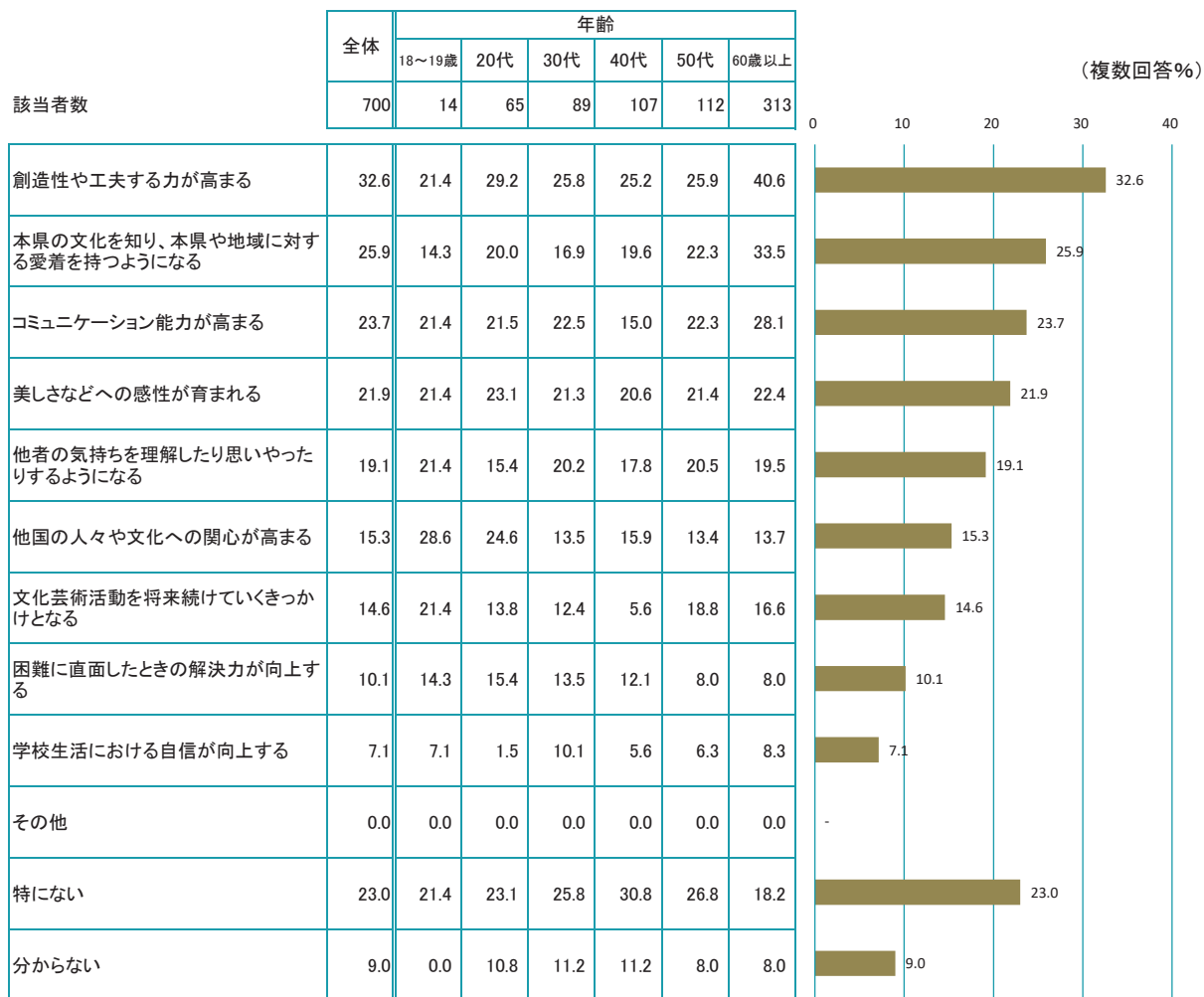
【問15】

あなたは、子どもの文化芸術体験の推進について、何が重要だと思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。



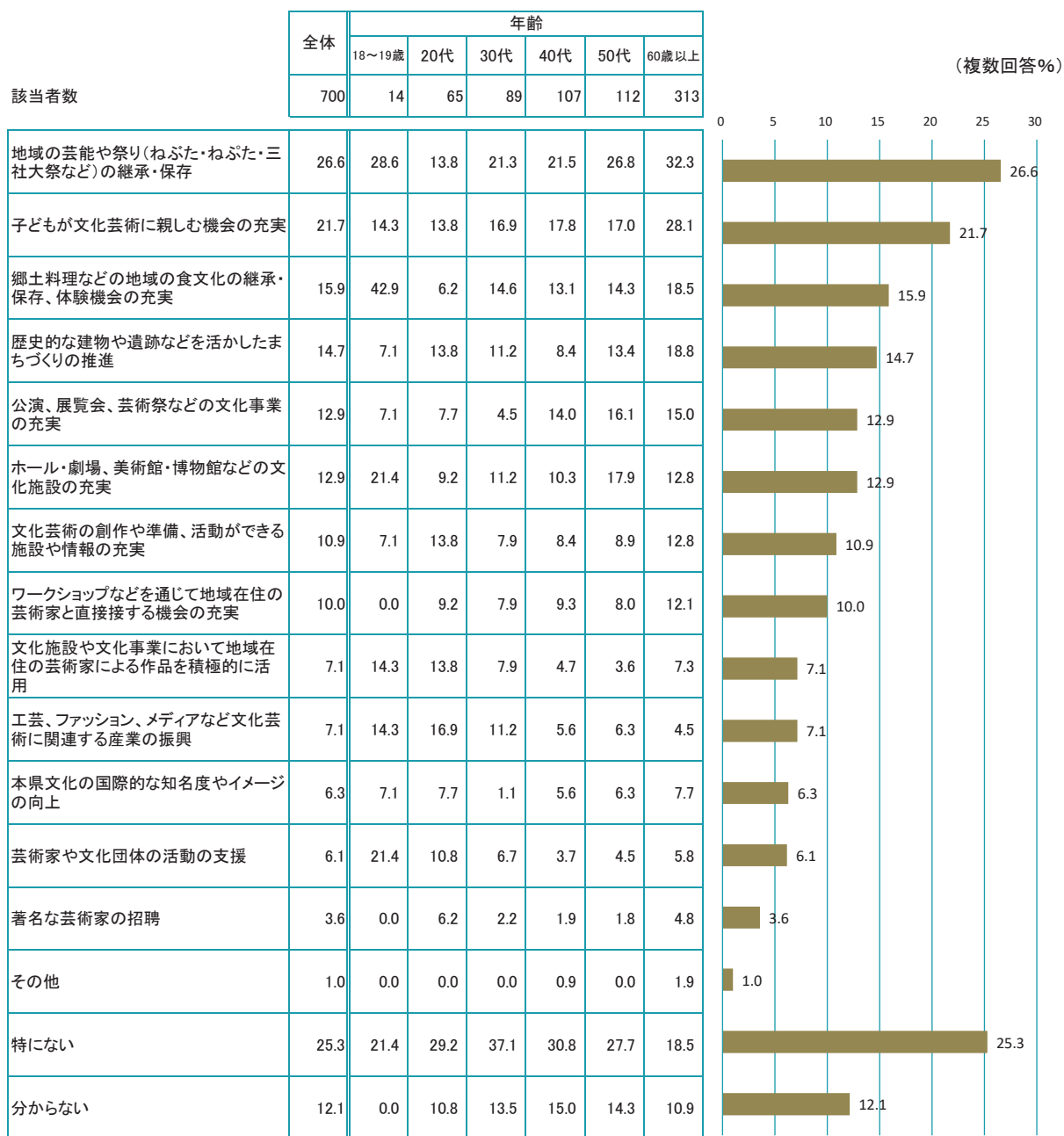
【問16】

子どもの文化芸術体験について、あなたが期待する効果は何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。



【問17】

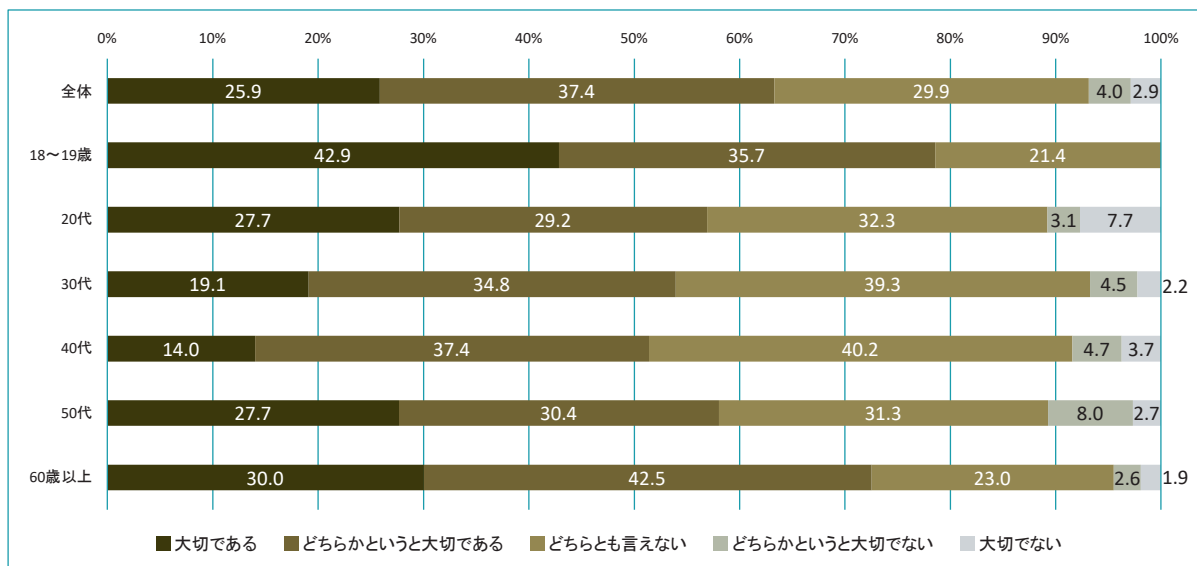
あなたが、もっと文化や芸術に親しむことができるようになるためには、これから何が必要になると思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。



【問18】

人口減少、高齢化の進展、ICT（情報通信技術）の進化、自然災害の増加など、社会環境は大きく変化していくことが見込まれていますが、将来を見据えたときに、あなたにとって「文化芸術」はどのようなものになっていくと考えますか。あなたの考えとして最も近いものを一つだけ選んでください。

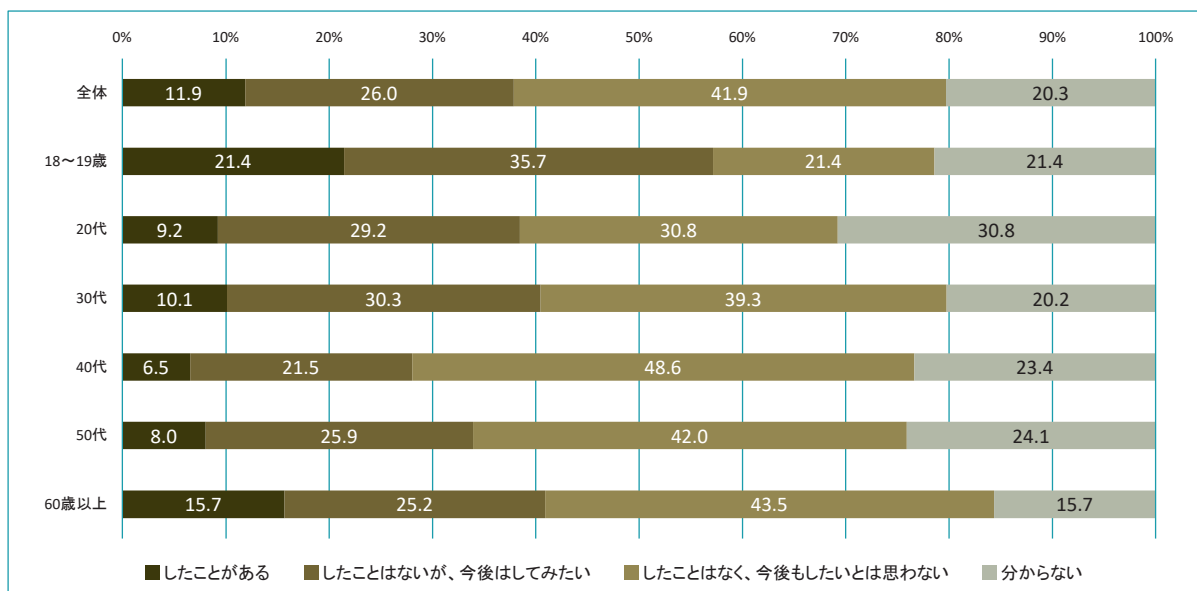
	全体	年齢						
		18～19歳	20代	30代	40代	50代	60歳以上	
該当者数	700	14	65	89	107	112	313	
大切である	25.9	42.9	27.7	19.1	14.0	27.7	30.0	(%)
どちらかという大切である	37.4	35.7	29.2	34.8	37.4	30.4	42.5	
どちらとも言えない	29.9	21.4	32.3	39.3	40.2	31.3	23.0	
どちらかという大切でない	4.0	0.0	3.1	4.5	4.7	8.0	2.6	
大切でない	2.9	0.0	7.7	2.2	3.7	2.7	1.9	



【問19】

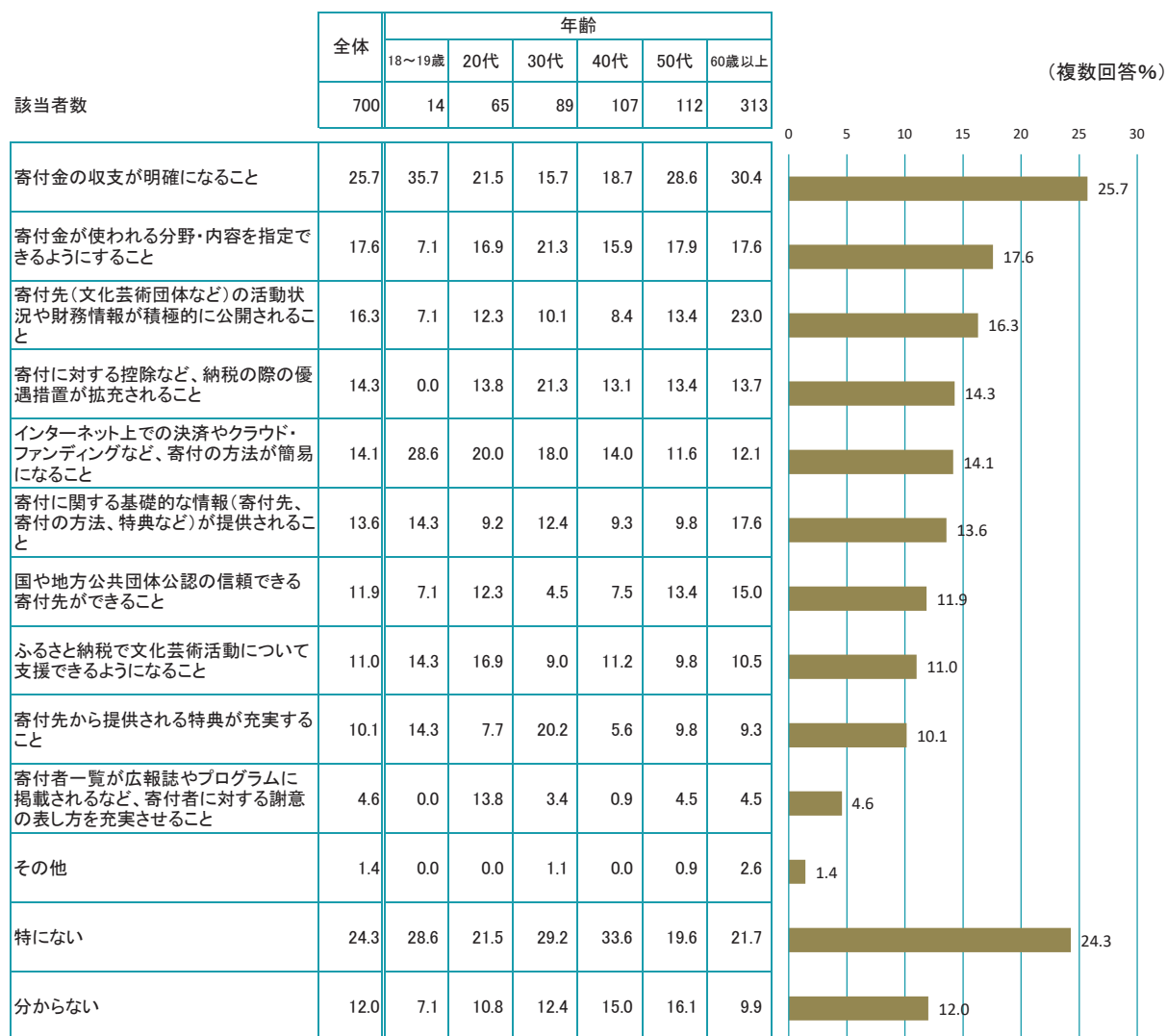
文化芸術活動に対する金銭的な寄付をしたことがありますか。

	全体	年齢						(%)
		18～19歳	20代	30代	40代	50代	60歳以上	
該当者数	700	14	65	89	107	112	313	
したことがある	11.9	21.4	9.2	10.1	6.5	8.0	15.7	
したことはないが、今後はしてみたい	26.0	35.7	29.2	30.3	21.5	25.9	25.2	
したことはなく、今後もしたいとは思わない	41.9	21.4	30.8	39.3	48.6	42.0	43.5	
分からない	20.3	21.4	30.8	20.2	23.4	24.1	15.7	



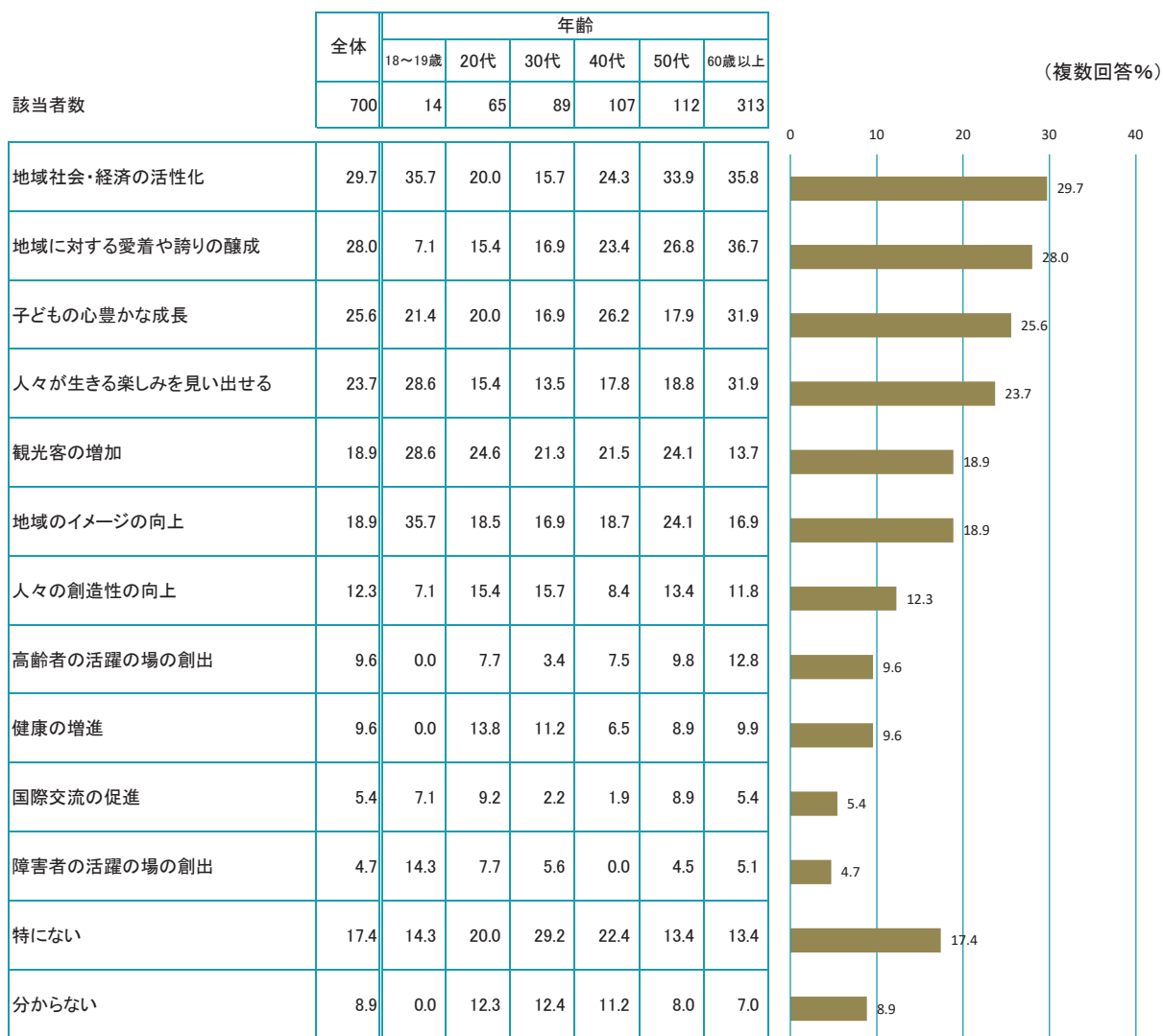
【問20】

どうすればもっと寄付がしやすくなる、もしくは寄付してもいいと思えるようになると思いますか。あてはまるものを3つまで選んでください。



【問21】

青森県の文化芸術の振興を図ることにより社会にもたらされる効果として期待することは何ですか。あてはまるものを3つまで選んでください。



【問22】

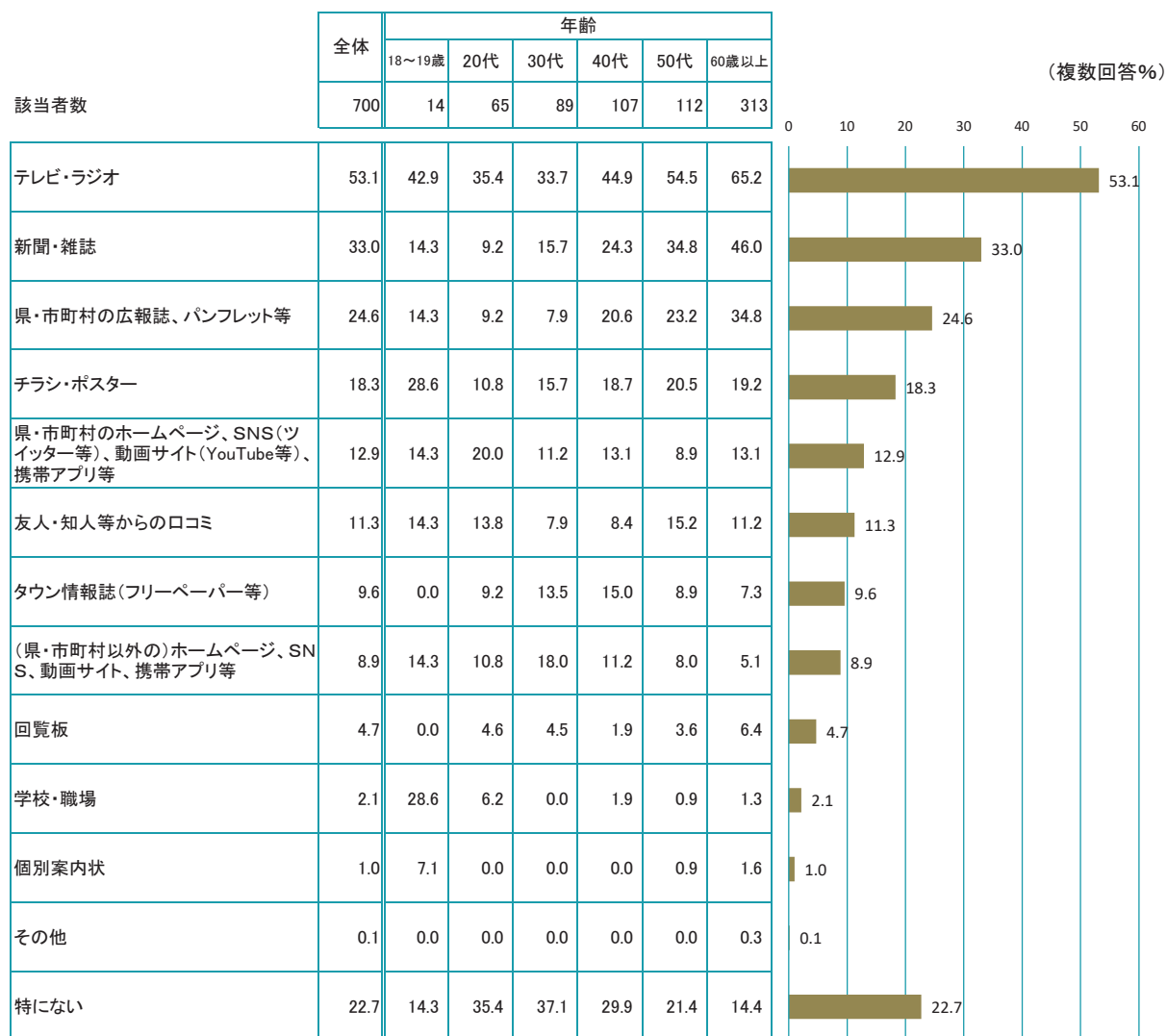
青森県の文化芸術のうち、国内外の方々に紹介したいと思うものを挙げてください。【自由記述（必須）回答】

【主なもの】

ねぶた祭り、ねぶた祭りなど	44.9%
縄文遺跡（三内丸山遺跡、是川遺跡など）、縄文文化、土偶	8.3%
八戸三社大祭などの山車祭礼	7.3%
民俗芸能・民舞（えんぶりなど）	6.3%
工芸品（津軽塗、こぎん刺し、藍染め、裂き織、ブナコ）	5.7%
民謡、津軽三味線	5.0%
さくらまつり、紅葉まつり、冬まつりなどのイベント・催事	1.7%
県内の美術館	1.6%
津軽弁、南部弁などの方言	1.3%
自然	1.0%
棟方志功、版画	0.9%
郷土料理、食文化、食材	0.9%
何もない、思いつかないなど	25.9%

【問23】

文化芸術の鑑賞や活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。あてはまるものを3つまで選んでください。



【問24】

その他、青森県における文化芸術に関する取組を進めていくことについて、御意見等がありましたらお聞かせください。【自由記述回答】

【主なもの】

- ・ YouTubeやTwitter、Instagram等のSNSで日頃から情報発信をしていくようにする。
- ・ ネットを介した配信をもう少し工夫して視聴回数を増やしてほしい。
- ・ もっと広く宣伝してほしい。各世代に伝わるように。テレビ、新聞、SNSなど。
- ・ 一般企業の活動努力も必要だが役所絡みのPRが少なすぎる。
- ・ 県及び各市町村における工夫をこらしたチラシ、パンフレット等の製作交付による積極的な広報活動の推進。
- ・ 青森県は個性的な文化芸術にあふれていると思うので、青森でないと体験できない場をもっと発信してほしい。
- ・ コロナでなんもできない状態ではあるが、落ち着いたらまたみんなが楽しむような祭りがしたい。
- ・ コロナ禍で祭りが開催出来なかつたりするので映像等で。
- ・ 文化芸術に関する取組の前に、コロナを抑え、効果的な経済対策を実行することを強く希望します。
- ・ 後世に残したい文化・芸術など、若い世代にどんどん伝えていく必要があると思う。
- ・ 若い人たちに、予算と決定権を与えた行事を実行すること。青年会議所、地元大学の学生等に任せてほしい。
- ・ 少子高齢化の影響で、祭りの後継者すくなくなり地域の祭りができなくなった。
- ・ 幼い頃から芸術に触れられるような環境づくり。
- ・ 観光客より地元の間人が楽しめることが一番優先だと思う。
- ・ 気軽に見学、参加出来る体制や環境があれば、参加したいと思う人が増えるのではないかな。
- ・ 地域の人がもっと参加できる環境を作る。
- ・ 観光的なものになった祭りも大事だが、細々と残っている祭りにも目を向けてほしい。
- ・ 文化芸術の継承には経済的要素が不可欠だが、単なる観光資源に成り下がらないようにしてほしい。
- ・ 文化芸術に携わる人たちへの金銭的援助をもっと増やしてほしい。
- ・ 一般的な芸術鑑賞は、学校でも行われているが、青森県由来のものを体験する機会が少ない。

青森県文化芸術推進計画検討会設置要綱

(目的)

第1条 青森県文化芸術推進計画の策定にあたり、本県の文化振興関係団体や学識経験者等から意見を聴取するため、青森県文化芸術推進計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 青森県文化芸術推進計画案の検討に関すること。
- (2) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

(座長等)

第4条 検討会には、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、検討会を統括し、会議の進行にあたる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は、会長が指名する。

(会議)

第5条 検討会は、青森県環境生活部長が招集する。

(公開)

第6条 検討会は、原則として公開するものとする。

(庶務)

第7条 検討会の庶務は、青森県県民生活文化課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年6月21日から施行し、令和4年3月31日をもって廃止する。

別表

青森県文化芸術推進計画検討会委員

氏 名	所 属 ・ 役 職 等
相 木 麻 季	東奥日報社 生活文化部長兼論説編集委員
九 戸 眞 樹	元弘前市教育委員会 教育委員長
小 池 淳 一	国立歴史民俗博物館 教授
神 秀次郎	一般社団法人青森県文化振興会議 理事長
杉 本 康 雄 (会長)	青森アートミュージアム5館連携協議会 会長 青森県立美術館 館長
玉 樹 真一郎	八戸学院大学 学長特別補佐
原 由美子	ファッションディレクター ファッション甲子園 審査員
張 山 田鶴子	画家 (油彩)

青森県文化芸術推進計画庁内連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 青森県文化芸術推進計画に関し、計画案の検討、策定後の進行管理等を行うため、青森県文化芸術推進計画庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 連絡会議の所管事項は次のとおりとする。

- (1) 青森県文化芸術推進計画案の検討に関する事。
- (2) 青森県文化芸術推進計画の進行管理に関する事。
- (3) その他、青森県文化芸術推進計画の策定等に必要となる事項の検討に関する事。

(構成員)

第3条 連絡会議は、議長、副議長及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 議長は、環境生活部長をもって充て、副議長は県民生活文化課に係る事務を処理する環境生活部次長をもって充てる。

3 議長は、必要に応じて、第1項による構成員以外の者を連絡会議の会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、環境生活部長が招集する。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、環境生活部県民生活文化課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、環境生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

【構 成 員】

部 局	課 ・ 室
総 務 部	総務学事課長
企 画 政 策 部	地域活力振興課長
環 境 生 活 部	県民生活文化課長
	青少年・男女共同参画課長
健 康 福 祉 部	高齢福祉保険課長
	障害福祉課長
商 工 労 働 部	地域産業課長
農 林 水 産 部	農林水産政策課長
	総合販売戦略課長
	構造政策課長
県 土 整 備 部	都市計画課長
観 光 国 際 戦 略 局	観光企画課長
	誘客交流課長
	国際経済課長
教 育 庁	学校教育課長
	生涯学習課長
	文化財保護課長

【オブザーバー】

部 局	課 ・ 室
観 光 国 際 戦 略 局	青森県立美術館副館長

青森県環境生活部 県民生活文化課

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
TEL 017-722-1111(代表)

2022(令和4)年8月発行

青森県